

令和6年9月6日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和6年決算審査特別委員会第1日目

令和6年9月6日（金）

出席委員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会 計 管 理 者 沼 澤 伸 一	総 務 課 財 政 係 長	仲 野 健 太
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 鍛 冶 紀 邦	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野 尻 誠
健 康 福 祉 課 長 沼 澤 一 征	教 育 長	伊 藤 幸 一
住 民 税 務 課 長 豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地 域 整 備 課 長 伊 藤 秀 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 広 志	事 務 補 助 員 大 場 正 江
---------------------	-------------------

本日の会議に付した事件

認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について

午前10時53分 開会

委員長 令和5年度決算審査特別委員会の委員長に互選されました荒澤でございます。

初めての委員長職でありますけれども、進行上行き届きの点多々あると思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和5年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開催いたします。

審査方法につきまして、お諮りいたします。

一般会計歳入決算を一括審査し、歳出につきましては各款ごとに審査する方法、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議場の都合上、説明員の交代のため休憩を3款ないし4款ごと、1分から2分程度取りますので併せてよろしくお願いいたします。

認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長 認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査に入ります。

読み上げをお願いいたします。

(挙手あり)

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

1 番 それでは、16、17ページの1款町税1項町民税1目町民税の個人と法人の関係ですけれども、収入済額で昨年の収入済額と比較しますと、個人の町民税で777万円ほど多くなっているように見ました。あと、また、法人税についても615万円ほど収入が多いというふうに、調定収入済額が多いというふうに思っちゃってちょっと見たんですけれども、合わせまして約1,390万円ほど多くなっていますけれども、これらの要因についてはどのような要因になっているんでしょうか。

住民税務課長 ただいまご質問ありました町民税の前年度比増額の要因になりますけれども、個人住民税につきましては、農業所得の増が主な要因かなというふうに考えてございます。米の概算金が増したことであったり、肥料の高騰前にとというのが所得の増につながったと考えてございます。

法人税につきましてはうちの町です。キリウ山形の法人税の増額分が大きく伸びておりまして、前年度均等割分については15万円であったものが本年度は747万円ほどということで、コロナ前に戻ったということが要因かなというふうに考えてございます。以上です。

1 番 分かりました。

次に、徴収率ですけれども、全体的に大変非常に高い徴収率で評価をいたしますけれども、現在町ではクレジットカードとかスマホの決済納付とか、そういうものはしているんでしょうか。

住民税務課長 町のほうでは納付書についておりますQRコードを読み取っていただいて払うことができます。以上です。

1 番 実績的にはあるんですか。

住民税務課長 税に関しましては、大分口座振替が浸透しておりましてそんなに多くはないんですけれども、数件のクレジットカード払いという実績がございます。以上です。

10番 内容ではございませんが、ちょっとマイクの音声の調子が悪い。ちょっと休憩お願いします。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時26分 再開

委員長 それでは会議を再開いたします。

伊藤委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可いたします。

1番 ありがとうございます。

クレジットカードとかスマホ決済の納付については山形県のほうでも導入して進めているというようなそういう状況にありますし、舟形町もデジタル化というのはそういう中で今、進んでいるわけでありまして、今後そういう需要を見ながらひとつ今後検討していただきたいというふうに思います。以上です。

住民税務課長 デジタル化につきましてはこれからも進めてまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

5番 24ページ、25ページ。13款14目4項土木使用料、この中で住宅使用料126万3,500円収入未済額になっていますけれども、これはどういう要件で未済額になっているのかお聞かせください。

地域整備課長 収入未済額につきましては7名分の収入未済額でありまして、生活の困窮等の理由によりの未済になっております。以上です。

5番 7名分の滞納分ということで、これは生活困窮とかいろいろ理由もあろうかと思っておりますのであまり深く追及するつもりもございませんけれども、今後回収の見込みなどあるんでしょうか。

地域整備課長 回収の見込みは、私らのほうでもアポイントを取りながら努力しているところではありますが、なかなか減っていかない、逆に昨年度から比べると増えているような状況があります。せめて当年、当月分ぐらいはというところで頑張っているところでございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 ページ16、17ページの1-1-3軽自動車税でありますけれども、滞納繰越分と現年課税分とありますけれども、これはまず繰越金と今回の収入未済額ありますけれども、この要因についてお聞かせください。

住民税務課長 ただいまのご質問は、軽自動車税の現年分及び滞納繰越分の収入未済額についての質問かと思っておりますけれども、どちらも1件分になりますけれども、現年分の要因につきましては家が競売にかかるほどちょっと大変な方ということで1件未済になってございます。

また、滞納繰越分については、こちらは締めが3月31日の数字でございますけれども、5月29日に納入になってございます。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

8番 16、17ページの町民税の個人分でありますけれども、先ほども説明というか質問ありまし

たけれども、今回、現年課税分で不納欠損が出ております。現年課税分での不納欠損というのはなかなか珍しいのかなというふうに思うんですけれども、この理由といいますか、内容について伺います。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました住民税の個人分の現年分不納欠損でございますけれども、名前等はあれですけれども、外国人の方1名が死亡しまして、その分の住民税になります。以上です。

8番 分かりました。

さっきの監査委員の意見の中でも県内でもトップレベルの収納率だったような話がありまして、本当に敬意を表するところでありますけれども、ただ、この収納率、先ほども会計管理者の説明の中でもありましたけれども、令和元年から見ますと、元年、2年は100%、若干ではありますけれども下がってきております。今年は特にこの未済額も39万円というふうになってはありますけれども、年々落ちてきている要因というのはどういうところにあるか教えていただきたいと思います。

住民税務課長 ただいまご質問ありました少しずつ落ちてきている要因としましては、舟形町だけではないんですけれども、どうしても外国人の方の転入・転出が大きく影響してございます。会社のほうともいろいろ税担当で調整をさせていただいてるんですけれども、やはり帰ってしまった後のなかなか納入というのが難しい状況があります。

舟形町はまだいいほうなんですけれども、新庄市あたりですとこれの実態の把握もかなりできていないという情報をいただいております。以上です。

8番 やっぱいろいろ複雑化しているというふうに思いますけれども、今後とも頑張っていたきたいというふうに思います。

舟形町ではないと思うんですが、いろいろ何点か誤認といいますか、誤った課税というふうな時々報道されることがあります。そういった対策としては、舟形町ではどういうふうな対策を取っているのか伺います。

住民税務課長 誤った課税等の対策という部分ですけれども、以前からチェック体制の強化というものをしております。あとは報道等があるたびに他の町村であったりしても、私のほうで必ず税担当のほうにこういったケースがあったのでうちでは気をつけるようにという指導もしながら組織全体で対策しているところでございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

5番 38ページ、39ページ。17款1項2目、この除雪車売払収入とありますけれども、122万円ほど。これ何を売ったのか確認のためお聞かせください。

地域強靱化対策室長 その件につきましては、ロータリー除雪車1台になりまして、2.6メートルの物でして、300馬力の物で型式がMR655型という内容のものとなっております。以上で

す。（「分かりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑はございませんか。

6番 ページ18、19ページになります。1－1－7入湯税、収入済額で24万2,775円とこういうふうになっております。監査委員から出されております決算審査意見書の中に、この金額は若あゆ温泉の入湯客のうち、大広間を使用した客数に限り1人75円の入湯税を納付した税額であると。入湯客全員が税負担しているにもかかわらず、全額が町の税収にならないのは疑問視されるというふうな指摘がございます。この件についてどのようにお考えかお伺いします。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました入湯税については、監査委員会の中でもご指摘いただいております。その中でもお答えしているんですけれども、今までこういった形で大広間を利用した方のみから入湯税を頂いているという部分がございますので、来年度に向けていただいた課題、検討してまいりたいと思います。以上です。

6番 意見書の中で、21ページなんですけれども、一番最後のほうに入湯税率及び運用について見直しを図っていただきたいというふうに強い言葉でなっております。この点についてはどういうふうにお考えかお伺いします。

住民税務課長 ただいまの点につきましても、見直しも含めてしっかり検討していきたいと思えます。以上です。（「分かりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑はございませんか。

7番 ページが16、17ページの1款4項町たばこ税、収入済額が2,300万円ほどになっているようですけれども、ここ三、四年でよろしいんですけれども、このたばこ税の推移教えていただきたいと思えます。

住民税務課長 ただいまご質問にありましたたばこ税収入の推移になりますけれども、令和2年度につきましては2,012万7,876円、令和3年度につきましては2,318万9,646円、令和4年度につきましては2,450万9,039円となっておりましてございます。以上です。

7番 ありがとうございます。

ほとんど同額的な形で推移してきているというふうなことでありますが、このたばこ税がこのような数字でしているというのは町にとってはいいのかなというふうに思いますが、片方では受動喫煙とか健康問題等でたばこの喫煙を減らそうというふうな運動も行っているわけでありまして。

そういったところで、このたばこ税に対する町としての基本的な考え方といいますか、こちら辺りちょっと確認しておきたいというふうに思います。

住民税務課長 税金に対する考え方のみならず健康面も含めてということで、ちょっと私が回答していいかどうかはあれなんですけれども、税収入が上がることは非常にありがたい部分で

はございます。

ただ、喫煙者であったり受動喫煙という部分もかねてから健康被害というものが想定されておりますので、そちらの部分についても健康福祉課、保健師等を中心にしっかり対策をしていき、町民の健康を守る対策も進めていきたいと考えております。以上です。

町長 今、お答えしたとおりなんですが、基本的にはファミリーマートさんができて売上げが伸びてきてたばこ税も増えてきているんですが、たばこ税が上がっておりますので、それで同額なので基本的には嗜好品ではありますがけれども、喫煙者が少なくなっているというふうなところで同額であるというふうなことも考えるとそういう状況だというふうに思います。

委員長 そのほか質疑はございませんか。

2番 ページが24、25の14-1-3農林水産使用料でありますけれども、右側の備考欄の温泉テニスコートと多目的グラウンド使用料でありますけれども、これは町内・町外の比率的な数字が分かればちょっと教えてください。

ふるさと応援推進室長 町内・町外の利用の割合というところは今手持ちにないんですけれども、町内・町外にかかわらずの人数ですと、テニスコートのほうが186人、グラウンドのほうが440人の利用となっております。

2番 これまでの推計でありますけれども、まず一つはテニスコート自体が全面使えているのかということと、あとは、多目的グラウンドが今回災害で温泉側から土砂が崩れてきて、ちょっと立ち上げようとしたクラブチームがありまして、ようやく使えようと思ったら土砂災害があったというふうに、聞いております。

今後、このグラウンドについては今後の推計は出てこないとは思いますが、やはり今後このグラウンドについて、今後の今年度、来年度に向けてのものだと思いますけれども、ちょっとここがどうなっていくのかちょっと不安視された声もありましたので、グラウンドについては復旧・復興するんですけれども、こういった形でなっていくのかもし分かればですけれども、教えてください。

ふるさと応援推進室長 ただいまのグラウンドの関係なんですけれども、まずは温泉の東側、のり面ですね。のり面のほうは地滑り地帯というようなところで、県のほうで工事をしていただくというようなことになっております。

今現在の情報ですと、今月12日から調査のほう、地質調査とか必要によってはボーリング調査とかそういった調査が入る予定となっております。今、現段階ではそのような状況です。

あと、バックネットからグラウンドに流入した土砂の撤去につきましては、町のほうで撤去、それからバックネットの設置なんかも検討しておりまして、そちらのほうはちょっと地域整備課のほうと連携しながら、今後スケジュール等も含めて検討していきたいと思います。

2番 グラウンドに関してですけれども、これからの地域移行クラブ活動等で、新しい軟式チー

ムをちょっと作りたいと。それも最上町さんと合同でそういうクラブチームを作る拠点を舟形町でぜひしたいというちょっとお声がありましたので、そういった意見も踏まえながらしっかりした、町の負担でありますけども、整備していただけるのかなと思っていましたけれども、その点で何かありましたら答弁よろしくをお願いします。

ふるさと応援推進室長 今後、グラウンドのほうを利用していけるように整備をしていきたいというふうに、関係機関と協力して整備を進めたいと思います。

委員長 そのほか質疑はございませんか。

6 番 ページが22、23ページになります。民生費負担金、この中で23ページ一番下のほうに、保育所広域入所負担金13万1,000円というふうになっております。これは令和3年度が92万円、そして4年度が64万2,000円ですか。大きく減って13万1,000円というふうになっておりますけれども、この大きな要因というのは何なのか伺います。

健康福祉課長 これについては、町外の方、町外の保育所に入所された分のということでございますが、無料化統合あることと、舟形保育所で受入れ体制を十分にしているということもあって減ってきているという状況であると思われま。

6 番 これはそうすると町外の保育所から入ってくるお金と町内のどちらなんですか。今の説明でちょっと分からなかったんですけれども。

健康福祉課長 町外から舟形保育所、ほほえみ保育園に来ている方の保護者が払っているという部分です。なので、町外の保育所の受入れ体制もできている部分もあることと、こちらのほほえみ保育園に預ける保護者が減ってきているというところだと思います。

6 番 そうすると、町外からほほえみ保育園に来ている人が減っていると。この減っているという原因は定員がいっぱいなのかどうなのか要因があると思うんですけれども、来る人がいないのか、定員がいっぱいで来ないのかどちらになるんですか。

健康福祉課長 この場合については、舟形町で勤務している方とかがほほえみ保育園に預けてという場合があるのかと思うんですけれども、そういう保護者が減っているという状況が連動してこのような減額になっていると思われるので、その人数自体が減ってきたのかなという、徐々に減ってきているという状況が続いているのかなと思われま。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

9 番 それでは私から1点質問いたします。

歳入のちょっとどこに当たるのかなということで項目はちょっとないんですけれども、去年の3月議会で私反対討論しました。企業誘致3,000万円の補助金ということで、賛成多数で可決されたわけなんですけれども、決算のところにはこれから進んでいけば分かることなんですけれども、480万円しか使っていなくて残りの部分2,600万円ぐらいは不用額というか余ったわけです。その余ったお金をこの歳入のどこかに当てはまるのかなと、入ってくるのかなと思

って見ていたんですけれども、ちょっと見当たらないような気もするので、どういう会計処理になっているのか質問いたします。

総務課財政係長 歳出のほうを見ますと、ページは131ページ企業誘致対策事業、こちらの需用費の4,840円しかまず活用していないというところを今おっしゃったのかなというふうに思いましますけれども、こちら当初予算で補助金としてつけておりましたについては、実績がなかったので支出していないというふうなことであります。

歳入との関係性としましては、歳入については特段見込んでいなくて、企業立地ということでは企業を整備した業者に対しての補助金というふうなことから、当初から歳入のほうは何も見込んでいない状況です。以上です。

9番 予算で我々にまずあなた方が案を提出して、ここで可決されれば当然予算として組立てられるものだと思っているんですけれども、当然組立てられた予算は見込んでいなくて結局やりませんでしたというのは、常に我々が予算を議決する場合においてそういう考え方でいいわけですか。つまり、現実にお金は動いていないと。つまり決算にはのってこないという意味ですけれども、そういうような考え方になってしまいますけれども、もうちょっと、町長首振っているようだけれども、あなたが分かりやすく説明できるんだったら我々が3,000万円使っていていいですよと、使って企業誘致してくださいと言って予算化したものの、不要になった予算をどういう会計処理になってここに出なくなったのか。それを分かりやすく説明してください。

総務課財政係長 当初のときは企業立地の補助金として計上させていただきましたが、こちらは当初予算の時点では見込みがある業者さんもいるというふうなところで計上しております。それで、年度入りましていろいろと状況が分かってきたときに、実際5年度につきましては活用の見込みがないというふうになってきましたので、3月の補正予算で減額の補正をしているところです。財源としてはふるさと納税の基金を活用させていただいておりますので、そちらも併せて減額をしておりますので、予算上3月のときには減額になっているというふうになっております。以上です。

委員長 よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

7番 冒頭で5番委員が質問されている内容とかぶりますけれども、24ページと25ページ、土木使用料の中で315万9,000円ほどの収入未済額があって、今年分で126万3,000円、そして滞納繰越分として189万5,000円ほどあるわけなんですけれども、現実として315万9,000円というふうな金額について、回収が可能なのか、本当に可能なのかというようなことが一つ。あわせて、やはり現実的に回収できないというふうなものについては、やっぱり帳簿上から外していくというのはもうやむを得ないというふうに私は思うんです。そういったことの中で、この使用料については不納欠損処理ができなくて、この収入未済額が増えていくというふう

なことなんでしょうか。

地域整備課長 収入未済額の見通しについてなんですが、滞納繰越分、収入できなかった金額が189万5,800円、これもまた5番委員さんの126万3,500円と同じ7名の方でありまして、それを考えると、かなり徴収するのは、古い分については徴収するのは極めて難しい状況であるのかなというふうには思っております。

ただ、住宅使用料につきましては不納欠損処分というものがありませんので、やり方については債権放棄という形になろうかと思うんですけれども、そこら辺についても今後勉強しながら、まだちょっと詳しく分からない部分あるので勉強しながら検討していきたいと思います。以上です。

7番 やはり現実的な対応として本当に回収が見込めないのであれば、何らかの形で帳簿上から外していくというようなことはこれはやむを得ないというふうに思いますんで、ぜひ何らかの方法はあるかと思しますので検討していただき、この具体的な、本当に回収可能な数字をこの決算書には出していただくようお願いをしていきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

地域整備課長 まずは、もう一度未納者の方と話し合いながら、まずはそこから進めていきたいとは思いますが。さらには、不納欠損ではないんですけれども処理の仕方、本当に回収できなければ処理の仕方を今後勉強しながら進めていきたいと思えます。以上です。

委員長 よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 これをもって、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでといたします。

9月9日月曜日13時30分より開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後0時02分 散会

令和6年9月9日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録
（第2日目）

令和6年決算審査特別委員会第2日目

令和6年9月9日（月）

出席委員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長	伊 藤 秀 樹
会計管理者 沼 澤 伸 一	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 鍛 冶 紀 邦	総務課財政係長	仲 野 健 太
まちづくり課長 曾根田 健	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
健康福祉課長 沼 澤 一 征	教 育 長	伊 藤 幸 一
住民税務課長 豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
ふるさと応援推進室長 野 尻 誠	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相 馬 広 志	事務補助員 大 場 正 江
----------------	---------------

本日の会議に付した事件

認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について

午後1時30分 開会

委員長 皆様、こんにちは。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 一般会計歳出の審査を行います。

第1款議会費の読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第1款議会費について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

次に、第2款総務費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番 58、59ページの2款1項6目のまちづくり推進費の中の、町内会の隣組長手当ですが、この中には項目ちょっと入っていないんですが、役務の件に入っているのかなというふうにはちょっと思っているんですが、何年か前から隣組長さんに手当支給というようなことを聞いておりますけれども、これは何年度から支給されているのか。あと支給額ですね。あと支給方法。その点について説明をお願いしたいと思います。

まちづくり課長 すみません、今の質問なんですが、いつからまず始まっているのかについては、平成27年度から始めております。

2つ目の質問と、すみません、3つ目の質問がちょっと聞き取れなかったんです。申し訳ございません。

委員長 すみません、伊藤委員、一問一答でよろしくをお願いします。ほかにございませんか。

1番 町内会によっては、その手当を個人に支給しているところと、あと町内会で使っているところがあるようなんですけれども、その辺、町のほうとしてはどういう指導とかしているのかをお願いします。

まちづくり課長 こちらの広報等配布手数料については、支給方法は町内会の口座のほうに一括して振り込んでおります。計算の内容といたしましては、戸数、世帯数、1世帯につき500円で計算しております。それを計算してまとめて町内会の口座のほうに振込しております。

1番 そうすると、配布の支払い方法については町内会のほうに任せているってような、そういうのなんですか。各隣組長さんに支給するとか、町内会で使用するとかそういう面は。

まちづくり課長 口座に振込した後の各町内会の取扱いについては、各町内会さんにお任せしております。町内会にあっては、隣組長さんに配布しているところもあれば、町内会では配布の仕方がそれぞれ形態が違うものですから、その先の使い方は町内会のほうで決めてくださいというようなことをお断りしております。

1番 町内会で仕様を決めるというのはいいいんですけれども、その内容を町内会に説明して、町からこれだけ来ているということで、それについては町内会全体で使ってもらうとか、そういう説明のない町内会もあるようなので、その辺、町から支出される公金でありますので、その辺を町内会の総会の予算なり決算でも明記するっていうか、そういうことが大事ではないかというように思うので、その辺をしている町内としていない町内もあるものですから、そういう点についてはやっぱり必要ではないかというふうに思います。

まちづくり課長 はい、こちらの文書等配布手数料の使途、意味合いといいますか、こういった内容ですといったものは、文書で、まずは各町内会長さんに通知しております。それで、町内会の口座にお振込します。使い方については、各町内会いろんな形態がありますので、そちらで決めてくださいということをお伝えしているんですが、実は今年に入って、ある町内会さんから、やはり伊藤委員のご質問と同じようなお電話をいただいております。それで改めて、ちょっと私体調不良で欠席になったんですが、町内会長会議が4月にありましたので、そちらのほうで改めて町内会長さんのほうにはご説明を申し上げていたという結果になっております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

5番 私は86ページ、87ページ、2款4項5目か。一番下になりますけれども、積雪調査委託料とは33万円ほどありますけれども、舟形町の積雪を測っているところはたしか4か所ぐらいだと思ったので間違いないでしょうか。

総務課長 箇所数につきましては、野、長沢学習センター、それから舟形小学校、農村環境改善センター、西又、松橋、以上の6か所となります。

以上です。

5番 ちょっと私の勘違いで6か所だということがここで確認できました。これは33万円お支払いしているわけですが、これを6か所で案分しているということで理解でよろしいのでしょうか。

総務課長 このうち委託しているのは3か所でありまして、舟形小学校と、それから生涯学習センターと改善センターにつきましては、委託料を払っていないで町の職員が観測しているということになります。

以上です。

5番 そうしますと、3か所で33万円ということですね、これを案分しているということで分か

りました。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2番 ページが、すみません。2－1－6。成果表でいいますと、成果表の8ページになります。

2－1－6で地域おこし協力隊事業でございますけれども、令和4年度で退任した協力隊員が町で寄与したことはいいことなんですけれども、地域おこし協力隊の任期がある中で、任期満了前に起業するかやめるというのは分かるんですけれども、そういうのは、町でそういう受け付けて退任するような形になるのか、個人が起業したいということで、まちづくり課で相談を受けて退任っていう手続を取って、任期的なものの満了になる前に退任するという形っていうのは、地域おこし協力隊の事業に対してはどういうふうな縛りっていうかあるのか、ちょっと確認のため教えてください。

まちづくり課長 地域おこし協力隊の退任についてなんです、こちらはまずは任期が1年ごとになっています。最長3年までというふうなことになります。ですので、1年で退任したいといった申出とかご相談あれば、こちらのほうでその都度乗っているところです。

2番 3年が満期だと思いましたが、1年ごとなんですね。

今回、その協力隊で、結局その協力隊員が1名っていう形で、任期1年ごとなんですけれども、やはり協力隊の空白時間というか、いない時期ができてしまって、令和4年度には佐藤さんのほうが着任したわけなんですけれども、今後、まず町で募集内容的な見直しのものを今後していくのか、その辺、もうちょっと協力隊を受け入れるための施策とかあるのであれば少し教えてください。

まちづくり課長 協力隊の受入れにつきましては、前に議会のほうでも、移住定住の推進をするために、そういったコーディネーターというのにも必要でないかとか、そういったご意見をいただいて、そういったメニューもその後に設置して対応しております。

関係各課から、農業分野とか観光分野とか、3年後にできれば、できるだけこの町に定住していただきたいというこちらの気持ちでも、受入れの姿勢もあるものですから、3年後にできるだけ収入を得られるようなメニューをそろえているつもりです。ただ、そのメニューだけでは募集内容に合わないという方もいらっしゃると思いますので、フリーテーマといったところで協力隊を希望する方が、こういうことをこの舟形町でやってみたいと、そういったところに臨機応変に対応できるように、そういったフリーテーマといった項目も設けております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

7番 62、63ページ、2－1－7企画開発費の中で、63ページのほうに行きまして、成果表にちょっと載っていなかったんで、お聞きしたいと思います。

最上地域政策研究所市町村協議会負担金20万円を支払っておりますけれども、職員個人名は

必要ありませんけれども、令和5年度においてどういうふうなテーマでこの協議会を行ったのか、そしてまたその成果はどうであったのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 こちらの、最上地域政策研究所市町村協議会、最上地域政策研究所の内容についてです。

2年一区切りといった内容で、毎年1名また2名ほどがこれまで選出というか、行って参加してきました。令和4年度から令和5年度は第6期生ということで1名が行っております。途中でちょっと事情がありまして、2年目からはちょっと参加できないといった事情があったんですが、6期生ではデジタルを活用した地域創生といったものを検討していた内容になっております。各グループごとに成果表を出して、最終年度の2年目には、各市町村の首長さんたち、あとは関係課の担当者をお呼びして成果発表を行ってきたといった内容になっております。

7番 令和6年度以降も事業につきましては継続していくのかというようなところ、逆に私から言うと、やっぱり職員の幅広い知識を習得するためにも継続していただきたいと、私個人的には思っております。そういったところで、今後とも引き続き継続していくのか、確認をしたいと思います。

まちづくり課長 お答えの前に、この組織のちょっとご説明をさせていただきたいと思います。すみません。

こちらは、最上総合支庁が音頭を取りまして、最上管内の8市町村、あとは県、最上総合の職員、そういった方々が集まって政策を研究しているという内容になっているものです。舟形町といたしましては、今後も、政策立案といった内容が中心になってまいりますので、こういった研修は必要であるというふうに考えております。今後も続けて1名なり、そういった必要な職員を選出して参加させてまいりたいというふうに考えております。

7番 分かりました。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

1番 56、57ページ、2款1項5目財産管理費ですけれども、この中で旧堀内駐在所ですけれども、以前、職員の方が入居されていたと思うんですが、今は空き家になっているような状態だと思うんですが、今後の利活用の計画というか、どのように考えているのかお願いします。

地域整備課長 堀内の元駐在なんですけれども、現在も居住されておりまして、家賃も頂いております。実態はちょっと分からないんですけれども、こういう状況であります。

委員長 よろしいですか。ほかに。

5番 82、83ページ。成果表もないんだな。ちょっと2-2-5番目なんですけれども、右側の軽自動車検査情報市町村サービス利用料、金額は少ないんですけれども、聞き慣れないサービスなのでどういうサービスなのかお聞かせください。

住民税務課長 ただいまご質問ありました、軽自動車検査情報市町村サービスですが、こちらは、軽自動車検査協会から提供される情報、新規の検査や返納届、廃車、町内の方でそういった手続をされた方、あと所有者の変更届等の業務、そういったものが更新されている情報を電子的に確認できるサービスとなっております。

5番 そうしますと、廃車などになれば、当然、軽自動車税を町に納入されることもなくなるわけで、そういうことの確認のためのサービスということですね。分かりました。

委員長 ほかに。質疑はございませんか。

2番 64、65ページの2-1-7になりますけれども、備考欄の下の方で、ふながた楽々あったか100歳住宅の補助金でありますけれども、これと、70、71ページの2-1-15定住促進事業の右側の備考欄のリフォーム等でありますけれども、成果表でいいますと12ページになりますけれども、の事業内容の②で、高断熱気密住宅に対する補助5件分となっておりますけれども、これは住宅の支援とあったかのプラン的なものを抱き合わせるというか、変にいうと、新築建てるのに断熱も入れるとかつてなると両方使えるのか、それとも、それぞれ違った意味なのか、ちょっとその辺お聞かせください。

地域整備課長 ふながた楽々あったか事業なんですけれども、まず、やまがた省エネ健康住宅の認証交付を受けたものが1つ採択要件です。さらに簡易的に、これは結構ハードルが高いものですから、簡易的に高断熱住宅ということで、窓部分をトリプルガラス同等以上の、あと断熱材の基準以上、同等以上の基準、基準以上の断熱材を使用したものに限り支援を行うという事業であります。ですので、断熱性能を有したリフォーム、断熱性能を有した住宅建築に対して支援をするという形になります。新築の上限が100万円で、リフォームの場合は上限30万円という形になります。

2番 もう1つが、例えば住宅を建てる補助金が、70、71ページのほうで舟形町住宅総合支援事業という形で新築をした場合に、あったかをプラスできるのかってことです。

地域整備課長 重複は可能となっております。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

1番 16、17ページ。2款1項2目の文書広報費ですが、現在の町の広報を発行しているわけですが、これらの編集体制というか、編集委員会がどういう体制になっているのかお聞きします。

まちづくり課長 広報の編集については、まちづくり課の企画調整係のほうで担当者により構成を行っております。編集も行っております。

1番 毎月発行しているわけですが、今後のあれですが、例えば、町民の広報に対する意見を聴くとかそういう形で、例えば、モニターの制度を導入するとか、数人、議会でもやっておりますけれども、そういう形で、よりよい広報を目指すというのは、そうい

う考えはないでしょうか。

まちづくり課長 広報につきましては、ご意見をいただく機会を年に2回ほど設けている欄がございます。そちらのほうで、広報に対してのご意見等をこれまでいただいてきているというふうなことで、私どもとしてはご意見は頂戴しているというような感じでございました。モニターといったところは、現時点においてはちょっと検討はしていないところです。

1番 年2回ということじゃなくて、毎月やっぱり聴く機会があればいいんじゃないかなというふうに思いました。

あと、以前に話題になってますけれども、広報を保存するのに穴を空けてほしいという町民の方からの声があります。広報の紙面上、写真とかに穴が空いてしまうとか、そういう話は聞いておりますけれども、やっぱりそういう面では、写真の構成する段階では、大体穴の位置は決まっているわけですし、その辺を見込んで写真のレイアウトするとかそういうことをすれば、可能ではないかというふうに思いますので、そういう、ぜひ、以前のような形で穴の空いた形で配布をお願いしたいというような声がありますので、ひとつ検討をお願いしたいと思います。

委員長 答弁は必要ですか。

まちづくり課長 広報に穴を空けてほしいといった内容につきましては、先ほどお答えいたしました、年2回のご意見をいただくといったところでもご意見をいただいております。そういったご意見に対して、当時、やはり広報紙面の穴を空けていく部分が白く、今までは白抜きでしたので、そこを穴を空けないことによって、文章の部分を多く書けたり、あとは写真を見開きで一面という、大きな、魅力ある写真を掲載できたりできるので、町としては、現在のところ穴を空けてというようなことはちょっと考えていないのが現状です。

他の市町村のほうもちょっといろいろ見てみたんですが、今やはりカラー版、あと見開きの一面をかなり魅力的に使っているといった市町村がかなり増えてきております。そういったところから、穴空けといったご意見は確かにいただいていたんですが、ちょっと現時点においては、やはり写真のほうに、お渡しする段階では穴を空けない状態でお渡ししたいというふうに考えているのが、現時点ではそういった考えでございます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

6番 55ページにあります2-1-1。備考のほうの中段、ちょうど真ん中辺に、新庄青年会議所負担金6万4,000円というふうになっております。これは3年度が2万円、4年度が2万円というふうな決算になっておるんですけども、もう3倍以上になっております。当初予算で6万4,000円取っているわけですから、予算どおり、当初予算どおりといえは当初予算どおりなんですけれども、3倍以上になった理由をお伺いします。

総務課長 この負担金、令和5年度につきましては、通常の負担金のほかに事業を企画しており

まして、みちのくウエストライン少年サッカー大会という事業を企画して、その負担分4万4,000円というところも含まれている金額となりましたので、ちょっと令和5年度につきましては、金額が高くなっているという状況でございます。

6番 そうしますと、その事業というのは今年度限りで、そういうふうなことですか。

総務課長 こちらの特別な特殊な大会の負担につきましては、宮城県なり各県内でも、各地区の持ち回りといいますか、交互にやったりということで行っているようですので、毎年負担ということではなくて、何年かにこういった事業が出てくるというふうに把握しております。

以上です。

6番 新庄青年会議所には舟形町の会員という方っていうのは何名おられるんですか。

総務課長 会員は現在町内は3名ということのようです。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

1番 54、55ページあたりだと思うんですが、ちょっと一般管理費の中で、町長の出張アンケートについてです。

8月26日の山形新聞の報道によりますと、共同通信社が、全国の知事、市町村長に、パラスピックの競技などの障害者スポーツに関するアンケートを実施したというようなことなんですけれども、舟形町は無回答というような新聞報道がありました。戸沢村と酒田市もそうだったんですけれども、舟形町には障害者支援施設の光生園もあるわけですし、なぜ回答がなかったのかなというふうに思いました。

またほかに、9月1日に地方創生関係のアンケート、これも共同通信社の全国首長アンケートも舟形町は無回答というようなことで、酒田市と戸沢村もそうだったんですが、システム的に何か受信できなかったのか。担当部署よく分かりませんが、受理しても回答しなかったのか。2回続けてそういう報道がありましたので、その辺どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

町長 メール等でどっか文書で送りつけてきて回答しなさいというふうなところで、最近のやつはアドレスが書かれておりまして、そこから入ってくるというところがありまして、障害者スポーツの件はちょっと記憶にないんですが、その後の何だっけ、地方創生関係のやつについては、1回チャレンジしたんですが、そのアンケートのところまでたどり着けなくて。後でしようとしていたら失念していたというふうなところでございます。山新さんは共同通信との関係性がございますので、書かなかった町村まで名前を挙げられるんですが、こちらとして積極的に回答するという責務もないかなというふうには思っておりますが、できるだけ回答しようというところではございますが、全てそこに回答しなかったからというふうなところでの問題はあまりないのかなというふうに思っております。

1番 町長がそういう認識であれば、結構です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2 番 66、67ページの2-1-10、総合行政システム事業でありますけれども、成果表の15ページにもありますけれども、右側のデマンド乗り合いタクシーの予約システムについてでございますけれども、前日の5時から、A Iによって当日1時間前に予約できる形になりますけれども、快適で利用しやすい環境が整備されたとありますけれども、実際この当日の1時間前というのはどのぐらいの比率で予約が、今現在でもいいんですけれども、あるものでしょうか。当日の予約。

デジタルファースト推進室長 こちらの成果表のとおり、前日5時から当日の1時間前までの受付というふうな形になりましたが、実際の利用者の状況とかは、ちょっと手持ちの資料にございません。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

7 番 82、83ページ。2-3-1のすみません、84ページ、85ページの中で、コンビニ交付証明発行機能利用料のところで聞くのは、ちょっと分かりませんが、当町の利便性を高めるためにコンビニでの発行というふうなことを始めたわけですが、令和5年度における利用件数はどうだったのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 ただいまご質問ありました、コンビニでの交付の利用状況ということですが、2種類、住民票に関しては186件、印鑑証明については150件ということで、合わせて336件の利用がございました。

以上です。

7 番 私が思っているよりは、利用件数あったなというふうに思います。せっかく、高いお金をかけてこういうふうなサービスを高めるためのことをやったのでありますので、ぜひとも町内外においてPRも進めていただきたいというふうに思うところですが、周知について、今後どのような形で進めていくのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 周知については、もちろん広報紙、6月のお知らせ版でも出しましたけれども、四半期に1回は出したいと思ってございます。また窓口に来たお客さんにも声かけを行っているところです。また、今年度まだ7月末までですが、交付状況につきましては、前年度比、2.8%ほど伸びている状況でございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2 番 70、71ページの2-1-15、定住促進事業でありますけれども、備考欄のほうで危険ブロック等撤去補助金、成果表の21ページになりますけれども、4件の撤去をしたようですが、その4件の地区名はどこなのか教えていただきたいです。

委員長 暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

地域整備課長 地区、危険ブロックの撤去した地区なんですけれども、長沢1件、富田が2件、福寿野1件となっております。

以上です。

2番 これは空き家等の危険ブロックなのか、それとも、住んでいる方のブロック撤去なのか、空き家なのか住んでいるのか、の撤去しているのか。お願いします。

地域整備課長 住んでいる方の住居、宅地内の道路に面したところの危険ブロック塀となっております。

以上です。

2番 危険ブロック塀の撤去費用なんですけれども、やっぱり、あくまでも撤去をするための補助金で、例えば、住んでいる方で、危険ブロックが確認されたときの補修した場合っていうのは、今後というか、今後検討とかはないでしょうか、その辺。やはり住んでいる方の危険ブロックということはあるんですけれども、住んでいて、例えば、危険だよって言って修繕する場合に、これは撤去する補助金なので、やっぱり適用にならないと思うんですけれども、やはり、そういう直した方からちょっとそういうのもないかなとちょっと聞かれたもので、今後そういうふうなものがあればいいかなと思ったんですけれども、その点どう、今後ですけども、検討しているか教えてください。

地域整備課長 ブロック塀につきましては、補修っていうのもなかなか難しいことがありますので、撤去については、撤去の補助金、撤去して再設置する場合は、リフォーム補助金等を使っていたくというような形で考えていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに。

5番 私からは、2-1-6、まちづくり推進費の中の地域協力隊について質問をさせていただきます。

地域協力隊を募集して来ていただくのは大変ありがたいんですけれども、その方々の舟形町に住む住環境については、どのようになっているのかちょっとお聞かせください。

まちづくり課長 地域おこし協力隊の住環境については、もともと地域おこし協力隊用の住宅というのは町では確保しておりませんで、申込みをいただいて、空いている町の住宅、または空き家、そういったところに当たっているといった内容となっております。

5番 そうしますとそれはいいんですけれども、ちらっと聞いた話だと、かなり風呂が駄目だと

か、いろんな不具合が生じているようなんですけれども、その辺についての把握はされているのでしょうか。

まちづくり課長 入るときに、お風呂がやはり壊れているというか、ちょっと壊れている部分があるとか、ちょっと使いづらい部分があるといったところについては、入った後、もしくは入る前、点検はしているものの、入ってから分かったものについては、そういった修繕も国の交付金に該当しますので、できる範囲で修繕をしております。不具合があった場合については、やはり、こちらの担当のほうに申出をいただいて、それで点検、現場に行って対応しているといったふうに行っております。

5番 ぜひですね、やっぱりせっかく来ていただくために、国からたとえお金が出ているとしても、やっぱり、舟形町のために頑張っていただくわけですので、住みやすい環境をつくっていただければ私はならないと思いますので、鋭意努力していただきたいと思います。

まちづくり課長 町に来られた方が、今のご質問にもあったように、せっかく町に来ていただいておりますので、できるだけ住環境は住みやすい住環境、そういったものに努めてまいりたいと考えております。ただ、さきにも申し上げましたように、それ専用の住宅を確保というわけには現在しておりませんので、こちら先ほども申し上げましたように、入る前、または入った後、そういったご相談があればできるだけ対応して住みやすい環境の構築に努めてまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

1番 60、61ページの2款1項6目空き家対策事業でありますけれども、成果報告書によりますと、令和5年度は住宅12棟、附属建物8棟解体となっておりますけれども、今年度の解体の予定はどのような状況でしょうか。

地域整備課長 今年度につきましては、相談、少しあったようなんですけれども、まだ交付申請まで至っていないような状況で、今のところはゼロというふうな状況であります。

1番 今のところゼロということですね。

令和5年、去年の12月に空家等対策特別措置法の改正によりまして、新たに管理不全空き家というような新しい指定というか、そういうものができたんですけれども、町としては、このような管理不全空き家っていうか、そういう指定に該当する住宅というのはどの程度あるのでしょうか。

地域整備課長 管理不全空き家という法的に定められた内容の空き家というのは、舟形町のほうでは調べておりませんし、認定もしておらないところなんですけれども、それに相当する形で、危険度Dが危険が切迫している、危険度Cが老朽化が激しいというふうなことで把握しているところでございます。令和4年9月に調査したところでは、危険が切迫しているという危険度Dについては25件で、危険度Cが22件であります。令和6年2月時点では、危険度

Dが23件、危険度Cが18件という形で把握しているところでございます。

- 1 番 空き家の固定資産税等も6分の1の軽減とか、そういうのはもうなくなったあれもあるんですが、空き家は所有者の意識として、固定資産税の軽減がなくなったというようなそのような状況と今の現状を踏まえて、空き家を利活用とかあるいは解体を考えると、そういう考えの方は変化っていうか、そういうものは今あるでしょうか、同じですか従来と。

地域整備課長 税金の優遇等につきましては、国の罰則、優遇等がなくなるということにつきましては、国の罰則的な部分ではあるかと思うんですけども、町としましては、その罰則によらず、利用者の、住む人の、所有者の自主的な判断に委ねている部分が多いところでございます。最近の流れとしましては、やはり老朽化する前に、町の解体費補助が郡内でもかなりいいということもあるかと思うんですけども、そういう面で支援が充実しているということもあり、老朽化する前に空き家になった時点で解体するっていう形がかなりありますので、そこら辺については、老朽化しないようにというか、所有者さんの意識の変化ではないかという形で考えているところでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

- 2 番 70、71ページの2-1-15ですけれども、先ほどの危険ブロックについてですけれども、成果表の21ページでもいいんですけれども、先ほど、危険ブロック等の補修等についてはリフォーム等で活用できるといいますけれども、成果表の(2)の事業内容として、いろいろ県補助とか町単独とかあるんですけれども、これはどこに当てはまるのでしょうか。

委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

地域整備課長 リフォーム補助金でのブロック塀の再設置の対応につきましては、まず、危険ブロックの趣旨が、まず地震等で倒壊するようなブロックについての除却ということになります。ただ、除却した後に再設置をする場合、リフォーム補助金の要件を満たすことでブロックのほうも設置可能という形で運用しているところでございます。純然、単なるブロックだけの再設置では支援という形にはできませんのでご承知いただきたいと思います。

以上です。

- 2 番 これは再設置ではなくて、倒れそうだとということで修繕した例なんですけれども、撤去ではなくて、再設置ではなくて、倒れそうなのでそこを修繕したという形に対してのちょっと質問だったので、その点が可能なのか。再設置ではなくて修繕です。

地域整備課長 危険ブロックの修繕というのはかなり難しいものであろうかというふうに認識しているところで、危険ブロックの修繕については該当にならないというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほか、よろしいですか。

8 番 74、75ページのふるさと応援事業費ですけれども、去年も6億を超える寄附を頂いたわけです。それなりに、手数料のほうも1億4,000万円ほどかかっていますけれども、この成果表のほうを見ますと、手数料内容ですけれども、ポータルサイトの掲載手数料、そのほかいろいろありますけれども、ポータルサイトの掲載手数料というのは幾らぐらいかかっているものでしょうか。

ふるさと応援推進室長 ただいまご質問の、ふるさと納税のポータルサイトの手数料ということで、今現在9サイトほど利用させていただいている状況です。一番安いものだと、定額月5万円という、税別なんですけど、っていうところと、あとそこから、率でいきますと5%から12%の間で各社さんが設定された手数料となっています。

8 番 すると、各ポータルサイトの手数料が違うということのようですねけれども、ちょっと今の確認ですと、5万円が基準でそれから5%から12%の範囲で動くということでしょうか。

今お話しのように、このサイトって幾つかあるというふうに思うんですねけれども、私も寄附をしたいと。ところが自分の、何ていうか見ているサイトの中に舟形町がないというふうなお話を聞きます。このサイトというのは、もう町のほうで選んでいるというふうに思うんです、9サイトを。選び方といいますか、これはやっぱり実績なり、そういう人気サイトというか、そういうものを基準に選定しているのでしょうか。

ふるさと応援推進室長 まずは、先ほどのお答えの5万円の部分ですけれども、そちらのほうは1サイトだけ、定額5万円というところがありまして、そのほかは寄附金額の何%というところになってます。それが5%から12%のちょっと開きがあるというところでございます。

サイトの選定につきましては、まず担当課のほうで、人気のあるところといたしまして、例えば楽天さんであったり、さとふる、あと、ふるさとチョイスといった結構ふるさと納税では、ふるさとチョイスさんはふるさと納税では老舗のほうなんですけれども、そういったところ。これからもできるだけ窓口は増やしていきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申しあげました手数料の部分で、やはり、国のルールで全て、返礼品からそういったポータルサイトの手数料、送料全て含めて50%にしないといけないというところで、例えば手数料が5%のサイトであれば、寄附金額1万円でこの返礼品差し上げられますよというものが、手数料が12%のところだと、例えば1万2,000円の寄附でないと同じ返礼品が差し上げられないというような状況もございまして、なかなか手数料の高いところだと、寄附

される方がいろんなサイトを検索されて選ばれるものですから、あまり高いところと契約してもなかなか実績が伸びないというところもございますので、今後も引き続き、いろんなサイトのほうを検討させていただいて、寄附金額が増えるように取り組んでいきたいというふうに思います。

8 番 やっぱり、いろいろ複雑なところもあって、この前、何かポイントの話も出ていましたけれども、難しい面もあるというふうに思うんですけれども、ぜひ実績の上がるようなサイトをお願いしたいと思います。それでやっぱり、それに金額がかかるようであれば、あまりそっちのほうの手数料がかかるようであれば、またこの何ていうかそっちのサイトのほうの競争激化というか、そちらのほうが何ていうか手を汚さないでもうけているような、そういうふうな感覚にも取れますので、ぜひ注意をして充実したサイトを選んでいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

第3款民生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 番 90ページから91ページの3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金でありますけれども、最近自然災害が多発しております。そして被害も甚大になっておりますけれども、災害ボランティアの受入体制についてですけれども、これらについても、社会福祉協議会等で町のほうと検討されているのではないかというふうに思いますが、現状はどのようなになっているのでしょうか。

健康福祉課長 災害ボランティアセンターにつきましては、社会福祉協議会、委員おっしゃるように、主体として設置するということになっております。さらに、その設置に対してのマニュアルも作成して、完成しているところです。

またなお、今回の7月25日の大雨災害に当たりまして、戸沢村とか鮭川村とかのボランティアセンターの手伝いとして、うちの協議会の職員2名を派遣して数回行っているところでございます。

1 番 マニュアルなり、職員を派遣しているってことでありますけれども、今後の受入体制の構築というようなことを考えますと、まず、町民を対象にした、例えば災害ボランティアというのはどういう業務を行うのかというような、そういう事前の研修会があってはいいのではないかというような町民の声もあります。そしてまず、町民にそういうものを理解してもらって、自分が協力できるものがあるのか、そういうまず判断といいますか、あとそれから町

民の意識、そういうものを高める意味でも、今後、そういうものを講師を呼んで研修会等やっぱり開催したらどうかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長 今の意見につきましては、昨年度も社会福祉協議会が音頭を取って、そういった県の社会福祉協議会の職員を講師に会議、研修を行っております。また今年についても、計画ではする予定でおったところなんですけれども、実際に大きな災害が来たということで、ちょっと今延びているという状況です。

1 番 昨年実施したというようなことなんです、参加者っていうか、大分、あと何か町民に事前の周知というかそういうのはされたんでしょうか。

健康福祉課長 それにつきましては、私も昨年の決算の、昨年度の事業内容を見て把握したところでして、実際の周知方法につきましては、社会福祉協議会の中のネットワークを利用して行ったのではないかと推測はされます。ただ、研修者、参加者については、10名もいない状況だったように聞いております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2 番 98、99ページ、3－2－3の保育所費でありますけれども、これ成果表には載っているんですけれども、ちょっとどこに当てはまるか分からないですけれども、成果表の51ページになります。成果表の52ページの（2）の3つ目の丸の、親子触れ合い子供同士の交流の場の創設とありますけれども、その中の⑤、⑤の講座等事業新規1回ということで、てとて親子音楽会、利用者ママ講座、木育イベントとありますけれども、詳しい内容をちょっとお聞かせください。

健康福祉課長 てとての親子音楽会につきましては、ピアノの先生を呼んで曲を披露していただいて親子で聞くという鑑賞会でございます。続いて、利用者ママ講座につきましては、利用しているお母さんの中に、趣味としてキーホルダーを作ったりする方がいるそうで、その方と一緒にキーホルダーを作るということを……（不規則発言あり）キーホルダー作りをしたところです。木育イベントにつきましては、実際食えるときに使うスプーンを親子で作成したという内容でございます。

2 番 講座なので有償でしているのかなと思いましたけれども、ピアノの講師というのは、やっぱり町外の方を呼んでするのか、先生がしているのか。講座なので有料のかなと思いますけれども、全体的に有料的な講座なのか教えてください。

健康福祉課長 親子音楽会の講師については、舟形町の早坂さんというピアノの先生でございます。あと、キーホルダー作成につきましては、先ほど申し上げたとおり利用者のお母さんということで、ピアノの先生につきましては講師料を払っておりまして、参加者からは頂いていないという状況でございます。

2 番 先日、保育園のほうに総務文教のほうで伺って、大変こう保育園のやり方というのはすご

い評価できるもので、こういった形でいろんなやっぱり、子供にとって今後も進めていってもらえればいいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第3款民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。説明員は速やかに交代してください。

説明員交代の時間を利用しまして暫時休憩に入りたいと思います。10分5分。（「15分は長い。10分でいいべや」の声あり）

3時15分まで。（「10分で」の声あり）3時10分まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

住民税務課長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第4款衛生費の質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 108ページから109ページ、4款2項1目の清掃費の中のごみ収集業務委託料関係ですけれども、町内のごみ出しについては、衛生組合によって当日の朝出すというところと、あと前日に出すってような町内があるんですけれども、これについて、町としての指導方針とありますか、当日ってようなことになっているんでしょうか。

住民税務課長 ただいまご質問ありましたごみの出し方については、当日の朝ということで衛生組合長会議でもお願いしているところです。

以上です。

1番 基本的にはそういうふうになっていると思うんですが、町内によって、町内の高齢者の声としまして、やっぱり当日の朝に出すのは大変だっていうようなことも言う方がおります。多くおります。特に冬季間ですと、やっぱり7時なり7時半頃まで出すというか、そんなことが大変だという現状がありますので、その辺、前日認めているあれもありますので、昔のようにカラスの被害とかそういうことも、ステーションがありますので、そういうところについては、やっぱり高齢者に配慮して前日に出すような、そういうようなことの配慮も必要だというふうに思うんですがその辺はどうでしょうか。

住民税務課長 ただいまご質問ありましたように、例えば地域であつたり、地域のお住まいの方で年齢であつたりということで、様々な事情があろうかと思えます。その辺については、町内会であつたり、衛生組合長の判断という部分もあろうかと思えますので、次の衛生組合長会議でもその辺協議していきたいと思えます。

1番 ひとつその辺配慮できるようによろしくお願いします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2番 106、107ページの4－1－5ですけれども、健康促進事業でありますけれども、予算、健康ポイント的なもの、備考欄のほうで健康推進事業の健康ポイント報酬ということで、予算よりも低いんですけれども、健康ポイントの活用方法というか、いろいろスポーツとかいろいろあると思いますけれども、てとてで、健康ポイントに関わる事業等はどういうものがあるのかお聞かせください。

健康福祉課長 はい、てとてで行っている事業としては、ゲンキー介護予防教室ということで、週1回高齢者対象に行っているものに関してポイントを差し上げているところです。あとはてとてなので、健診したり、母子保健事業の中で研修会開いたりとか、そういう指導会的なものにもポイントは差し上げているところでございます。

2番 昨年度はあるか分からないんですけれども、脳のトレーニング、脳トレーニングとかっていう、講師を呼んで、何だ、脳の健康みたいな感じで、長沢中学校のほうでもやっているんですけれども、それをてとてでも何かしたようなお聞きしたんですけれども、それは昨年度ではなくて今年度だったでしょうか。何か脳のトレーニング、健康の何か講師を呼んだという。

健康福祉課長 脳トレに対する事業については、先ほど私申し上げた、週1回のゲンキー介護予防教室の中で入れ込んで開催しているようです。昨年度からしているものでございます。

2番 脳に対する講師ですけれども、長沢中学校にそういう、そのような講師がいるんですけれども、何かてとてでは違う方を講師で呼んでるようなんですけれども、これは中学校の人を起用というか使うとかでなくて、なぜほかの町村からの講師を選択したのか教えてください。

健康福祉課長 ゲンキー介護予防教室については、アピアという会社に委託しているものですから、その会社を通じて脳トレの講師を選んだという経過があります。ただ、町でそういう方がいるのであれば、今後、そういう方にしてもらおうというのも検討していきたいと考えております。

以上です。

2番 やはりせっかく中学校という一つの町と関係した事業でありますので、その中にそういう講師がいるというのであれば、そちらの講師を今後もし活用していただければと思いますので、その点よろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款労働費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第5款労働費の質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結いたします。

第6款農林水産費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第6款農林水産費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番 122ページ、123ページ、この中の6－1－15営農相談事業とありますけれども、この中で、私、裏の山、今年度で解散するような話も伺っております。米を作らなくなるわけですよね、裏の山は。そうしたときに、農協さんと町のほうに相談して、どのような作物を今後作っていくのかをお願いして相談しているという話伺いましたので、その辺についてお伺いしたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

新しい作物と申しますか、水稻以外の作物についてどういった作物が適しているのかということで、裏の山の組合の代表者さんからお声がけをいただきました。まず初めに、どういった作物がいいかの前に、皆さんの考え方をまずお聞きしてから、それを進めるべきではないかというふうにお話をさせていただきました。

それで、実は、一番最初の話合いというのが、7月26日に話合いをしましょうということで約束をしておったんですが、災害に遭ってしまいまして、その打合せが延びてしまいまして、実際は話合いはしていないところでありますけれども、裏の山の耕作者の中でもいろいろと作物を検討されている方もおるようでしたので、町としていろんな支援制度のほうをまずお話をして、農協さんのほうでいろんな作物のご提案をいただいて、まず1回目の話はそれから始めようかなというふうな考え方であったところでございます。

5番 そうしますと、第1回目のやつはまだ、災害の影響で話ができなかったということ。今、三光堰とかはポンプを使って注水してますけれども、裏の山は皆無です、はっきり言って。もう全然雨頼み、もう終わってしまったなという思いでおりますので、次年度に向けてなんでしょうけれども、やっぱりやめるって決めたということで、ただ、5日の日、総会あったらしいんですけれども、私議会なもので行けないよということで、まだ結果を聞いていないんですけれども、今後、あれだけの何十町歩の圃場が宙に浮くわけですので、だからって町で何かしろということもちょっとおかしい話だなと、私も話を聞いて思ったんですけれども、個々にやっぱりやっていくしかないっていう思い。ただ、その中でも、補助金等が活用できるものは幾らでも活用していただけるように、今後とも営農相談していただけるようお願い

い申し上げます。

農業振興課長 はい、3月議会でもいろいろと申し上げましたけれども、水田活用の直接支払交付金のほうも、期限が令和8年までと迫っているところもございますし、また畑地化事業の活用ということもございます。まず、耕作者のお話を聞きながら、私ども何度でも打合せに参りますので、お声がけをいただいて、話し合いを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2番 112、113ページの6－1－4でありますけれども、次のページの115ページのほうの備考欄の農林専門職大学プロジェクトについての、昨年度、学生用自動車を購入しておりますけれども、現在っていうか1年目を迎えてますけれども、送迎バスに乗る人数的なものはどの程度人数、送迎あるんでしょうか。

まちづくり課長 こちらの学生用の送迎バスについてなんですが、最大で10名ということがあるんですけれども、学生さんがもともとお車を持っている方もいらっしゃいますので、日によって、ちょっとまちまちといった状況でございます。

2番 町で準備したわけですが、やはり地域性の現実問題として、車がやっぱり必要だという学生のほうからも声があって、次年度、2年生になったら車のほうの補助金的なものを考えているようですが、やはり、今の事情を見ますと1年目からそういうのもあってもいいのかなと思って、やはり車が、バイトとか使ったりとかすると、何さ使うなやといったら車が欲しいというわけですよ。だからやっぱりこう町のほうでも、1年目送迎車をつけますけれども、それは2年であっても3年であっても多分利用すると思いますけれども、やっぱり初年度から車のほうもあってもいいのかなと思ったんですけれども、今後、来年度のあれですが、そういう検討はしているのか、お聞かせください。

農業振興課長 プロジェクトチームの中でいろいろ検討を進めているところでございますけれども、1年生のときからリース車等の補助というのは、現在のところ考えていないところであります。しかしながら現在の現状を見ますと、約半数以上が自家用車を持ってきたというふうな状況がございまして、バスを利用する利用しないとか、いろんな買物があるから今日はバスに乗らないとかいろいろあるようでございます。来年度からの2年目からのリース車の補助というふうな方向で今、進めているところでございます。

2番 そういった現状がやはり半数的なもので、そういうやっぱり利用的なものがあるのであれば、今後検討していただきたいなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

6番 117ページになります。6－1－6 農地費。この中に、富田排水機場維持管理補助事業がございまして。排水機場にはポンプが2台設置されております。7月25日の豪雨のときには、

そのうちの1台しか稼働していなかったということでございます。2台稼働していれば、もしかしたら内水氾濫により道路があそこまで冠水することはなかったのではないのかなというふうにちょっと感じておりますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

地域整備課長 富田排水機場につきましてはポンプ2基のうち1基修理中ということで、6月の末の大雨のときは1基だけの稼働となってしまいました。確かに2基あれば、内水の、特にかぶってから引くまでの排水の時間が少なくて済んだのかなというふうには思うところであります。ただ、もう、機械の修理でありますので、富田排水機場もかなり年数たっておりまして、いつ故障するやもしれないような状況の中で運用しているところもありますので、致し方ない部分ではあるのかなというふうに考えております。

以上です。

6番 1台は7月9日の大雨のときに、もう黒い煙が出てきて、それでもう故障したんですね。業者の方に見てもらったところ、シリンダーヘッドのピストンが折れたというふうなことで、その後修理。そして8月17日までその修理がかかったというふうなことでございます。

現在のポンプっていうのはもう40年が経過しております。内水氾濫を防止するには、能力の高いポンプの設置が必須ではないのかなと思いますけれどもその辺はどうお考えでしょうか。

地域整備課長 富田排水機場は国の補助事業によって造成された施設であります。性能の算定というのは、水稻が冠水して72時間以内で田んぼの水を排水するというふうな設計になっておりまして、これを性能の高い施設に、また新たにするとすると、国の補助事業等々で可能かどうかという研究も必要ではあるかと思うんですけれども、今のところでは、あそこの箇所については、農林水産省の補助事業でやっておるところですので、同じ性能での更新または補修っていう形になろうかと今のところは考えているところでございます。

町長 石山委員のおっしゃることも、私も、県庁の農村計画課の草課長さんというのが農水省から送られておりましたので、昨年、同じようなことを申し上げました。やはり、農水省サイドでつくるものについては、今課長が言った72時間というふうなところの原則と面積というふうなところがございますので、それ以上の機能アップしたポンプについては、農水省としては無理だと。逆に、今度国交省のほうに申し上げましたら、国交省の場合については、逆に言うとあそこの県道が冠水して通れなくなるところまでは揚水をしないという、要は農家を守るといのか、農地を守るといふところには、あまりそのところには関心がないといふところもありまして、双方の国土交通省と農水省のはざまにあるものですから、なかなか難しいだろうというふうなところでもあります。

現在のやはり排水機場のポンプとかを若干新しくすると、同じ能力のポンプでも容量が揚水量が上がるのではないかという期待はできますけれども、今のところ、そのことで大きく機能アップになるようなことについては、ちょっと県庁のほうでも否定的な意見でございませ

た。

6 番 先日の一般質問の3番議員の一般質問の答弁の中で、富田、根渡間の道路のかさ上げを要望しているというふうな答弁がございました。内水氾濫を防止するための対策として、やはり今のままだと道路をかさ上げしても、農地はもう完全に今の状態ですと冠水するというふうな状態が続くだろうと私は思っております。そのためにぜひ、能力の高いポンプの要望活動を強力に進めていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

町長 努力はしてみますが、やはり先ほども申し上げましたとおり、昨年の要望の際にも、農村計画課長のほうからはなかなか難しいという答弁をいただいておりますので、また、一つの要望する根拠となるものとしては、最近の異常気象の状況が、当時計画していた年度のときから比べると非常に降り方激しくて、72時間の湛水というふうなことを、それでは間に合わないというふうなデータがつけられれば可能になることもあるかというふうに思いますが、引き続き要望はしていきますけれども、必ずというふうなところまではちょっとなかなか難しい状況かなというふうに思っています。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

5 番 114ページ、115ページ、農林専門職大学について、成果表の68ページになりますけれども、ここの中には書かれていないんですけれども、民間住宅を買収して専門職大学のアパートのリノベーションを考えているというお話を伺ったんですけれども、その辺はどう、まだ全然進んでないのでしょうか。その辺をお伺いします。

地域整備課長 交流施設のリノベーションにつきましては、今年度の事業で行うことにしておりますが、現時点では、9月の中旬あたりからリノベーション工事に入るということで打合せをしているところでございます。

5 番 工事はこれからだということも理解しました。しかし、どういうふうな使い方をしていくのか、そういう抜本的な考え方は決まったのでしょうか。その辺のことをお伺いします。

地域整備課長 交流施設につきましては、現在、学生さんたちと2回打合せをしております、あさってにもう1回打合せをして、学生さんの要望を聴きながら施設の運用等々検討しているところでございます。

以上です。

5 番 はい、ありがとうございます。

聞くのがちょっと早かったなということなんでしょうけれども、来年にはもうまた新たな生徒さんが入ってくるわけですので、やはり何ていうか時間も限られておりますので、きちっとした計画を立てて今後進めてもらいたいと思います。

委員長 答弁は。

5 番 あればお願いします。

地域整備課長 施設につきましては、学生さんの意見を取り入れながら、学生さんが自主的に使うことができるような施設にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

8番 5番委員と同じページ、同じ項目の質問です。

去年というか、学生用そして教職員用のアパート、民間サイドで建設したわけですが、今後の管理といたしますか、アフターケアを含めまして、建設をした業者さん任せになるのか。町とのその辺の関係はどういうふうになっているのか伺います。

地域整備課長 建物の維持管理につきましては、業者さんで行うことになります。ただ、カーポートや屋根の雪下ろしした雪については、町と連携して排雪するような形で、協力しながらやっていくような考えでおります。

以上です。

8番 成果表を見ますと、将来にわたる管理運営についてもかかる経費を削減できたというふうになってますけれども、実は、今入所している学生さんのほうから、虫が入ってきて困ると。何か玄関の下に隙間があるんだそうです。彼らに言わせるところの穴があるっていうふうに言うんですけれども、そこから虫が入ってきて困ると。結構その虫が多いというふうな苦情があります。私は評判がいいよというような話を聞いてたものですから、そうなのかと正直びっくりはしたんですけれども、それで、そのことについては町のほうにも話をしているっていうことだったんです。多分把握をしているとは思いますが、業者さんのほうに連絡をするというふうなお答えをしたそうですけれども、その後、かれこれ1か月以上になりますけれども、昨日もちよっと鮎まつりで聞いたら、まだ何も返事がないということだったんです。そういう意味で、その辺今管理はどうなっているかというふうにお聞きしたんですけれども、その辺の状況については把握していますか。

地域整備課長 虫につきましては、学生さんからさきに、運用の仕方等々で打合せを学生さんとしている中でも話がありまして、業者さんのほうにもその旨伝えております。ただ、現時点で何もなっていないということでありますので、改めて、再度業者さんのほうに伝えまして早急な対応をしたいと思います。

以上です。

8番 ぜひ早急をお願いしたいというふうに思います。

先ほども話ありましたが、今後も、アパートを建設していく計画があるわけですが、幸いにして、今のアパート満室になっているわけですが、そういった理由で評判が落ちてきて空き家が出るようでは、将来にわたってこう不安があるのかなというふうに思いますので、ぜひその辺を徹底していただきたいというふうに思います。

委員長 答弁をお願いします。

地域整備課長 業者さんのほうでも、虫についてはまだ対応されていないんですけれども、このプロジェクトについては、理解と協力を積極的に進めるということで工事されておりますので、そこら辺、アパートについての評判が下がらないように、業者さんもそのほうが空き家とかならないということで業者さんの利益にもつながりますので、そこら辺は、町のほうでも不具合がある部分は早急に改善するようなことで伝えていきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

9 番 それでは124ページ、6 款 2 項 1 目林業振興費の森林経営管理事業ということで、成果表でいうと82ページの、広域航空レーザー測量負担金785万3,000円ということで結構な金額。これについてまずちょっと詳しく、どのような測量補助金の内容であったか、ちょっと説明をお願いいたします。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

こちらについては、事業主体が山形県が行う事業でございまして、そちらに関係市町村、令和5年度の場合は新庄市、あと当町と、鮭川村、戸沢村、最上町、金山町、大石田町、こちらの市町村が調査の対象範囲になります。こちらが航空機からのレーザー測量でございまして、実施範囲については全部、今申し上げた市町村の範囲を撮影をしまして、レーザー測量をしまして、令和6年度、今年度でございしますが、分析をするというふうな形になります。これによりまして、森林資源のほうは、レーザー測量により非常に正確に把握ができるというような内容でございます。

9 番 そうしますと、成果表の82ページの上の（3）に、成果として精度の高い地形情報や森林資源等情報等の整備に必要なデータを取得したということで、ここで明確に県のほうで森林資源を活用しようと利用しようという計画があつて、それに舟形町も乗ったという結果がこうやって出てきたというふうに思うんですが、舟形町で、そのように今後も森林の資源を、まず調査が終わったわけですから、今後それを展開していくわけですね、その資源の活用を。その活用の土地が、民間の土地も町の土地も県の土地も混在していると思うんですけれども、今回のこの測量っていうのは、した部分っていうのは、県が行った部分っていうのは、こういった民地、県の土地、町の土地、そういった全てのものに関わるものであるのかどうか。そういった情報を得ているのか質問いたします。

農業振興課長 昨年度レーザー測量をした範囲といいますのは民有林でございまして、民間の土地、そして、市町村有林、そして、県有林等が含まれてございます。（不規則発言あり）

すみません、追加でお話しします。この事業を行うというふうな経過につきましては、森林経営管理事業を進めていく上で、詳細な森林資源データが必要だということで、国のほうで積極的にこれを進めるように指導があります。それで、各都道府県単位で、このようにレー

ザー航空測量を行っているパターンが多いようでございます。中には市町村単独で行っているところもあるようでございます。

9番 そうしますと、民有林、市町村林、県有林、全てだという答弁になったというふうに思いますけれども、結局データを取得したわけですから、それをいかに利用するかが今後の課題だというふうに思います。私、森林とかそういった面に関してはかなり質問していますけれども、今回、旧小学校の裏山の土地を伐採したというところまではいいんですけども、その後の植林が数本程度しか植えていないということだったんで、んねっけが。何十、数十本でしたっけが。面積にしては少ないなというふうに私は思っていましたんで、ぜひそういう事業は、今後、何ていうんですか、県の見立てでは老木が多くて酸素の排出量も少なくなると。何十年間にわたって少なくなるという見立てなわけですから、ぜひ、このデータを活用して、計画的に伐採して植林するっていう。植林もセットでやっていけるようにやってもらいたいなと、こういうふうに思います。

農業振興課長 昨年度、レーザー航空測量で把握したデータを今年度解析しておりますので、解析したデータが入手された、納品された際には、今後の林業経営、または、計画的な、委員おっしゃるような林業経営活動に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ここでお諮りいたします。会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項により、午後4時30分まで延長いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、午後4時30分まで延長いたします。

ほかに質疑はございませんか。

5番 私も今、成果表の82ページ、83ページ、航空レーザーについて質問させていただきます。

航空レーザーで全部今把握しているってということなんですけれども、山の境界というのは、本当は私にも分かりません。なかなか難しい。田んぼだったらここからここまでだと分かるんですけども、山は本当に難しいなと思うんですけども、そのデータというのは、民間の、例えば町民が、俺の山ここからここまでだということを教えていただくことはできるんでしょうか。

農業振興課長 ただいまの質問ですが、レーザー航空測量とはまたちょっと違う形になるんですが、林地台帳システムというものがございまして、航空写真に地籍というか、法務局登記の線が書かれたものが見られることに、町の中でなっておりますので、森林所有者の方は来ていらっしゃれば、来ていただければ、ご覧いただくことが可能となっております。

5番 ぜひお願いしたいなと。やっぱり、山要らない、誰か買って欲しくないかなという声も出て

きていますので、どこからどこまでの境が分からないのでは売買もできないような状況になると思うので、ぜひ町のほうに、うちの土地は、山は、どことどことどこまでであるというものは、提示させていただければ大変ありがたいと思います。相談行ったときはよろしくお願ひします。答弁はいいです。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2番 112、113ページ、6－1－4ですけれども、先ほど、115ページの、先ほどの学生用送迎自動車についてももう少しちょっとお聞きしたいんですけれども。購入した送迎車自体は朝と夕方の2便という形だけで、ほかの学生の利用は今のところはできないんでしょうか。

農業振興課長 はい、学生、1年生専用というふうな形にしておりまして、登下校だけではなくて、学科によって時間帯も違いますので、1日に3便走っていることもございます。

2番 あくまでも学生と学校と、まず町と結ぶ、まず目的ということですからけれども、ちょっと先ほど、学生の話出たのであれですけれども、やはりこう、車のなものが必要があるということですからけれども、今現在、多分若あゆ温泉、あとマッシュルームスタンドのほうに、多分2名のアルバイト行っていると思いますけれども、やはり徒歩で行っているんですね。今はいいんですけれども、冬期だったら徒歩はちょっと厳しいのかなと思って、若あゆ温泉のほうでもコテージの清掃とか依頼しているそうですけれども、学生に対するっていうか、やはり1人の方は友達に乗っけていってもらったりとかしているらしいんですけれども、もうお1方はもうずっとずぶぬれになって歩いているような状況も見ますので、これは温泉、バイト先では多分難しいと思いますけれども、やっぱりこう、結構四、五キロある距離へ温泉まであった場合に、何かこうサポート的な、何かタクシーの学生券とか、そういうものを車のない方がやっぱり遠くまで行くのは大変だになってちょっと声も聞こえてきています、バイト先にしても。そういう中で、この送迎バスはまず無理だと思うんですけれども、何かやっぱり1年生の車のない方の、ここはもう豪雪地でありますので、冬になるとちょっと四、五キロの距離を歩くというのはどうなのかなと思ったんですけども、そういうちょっと冬に対するこう考えが何かあれば。

農業振興課長 はい、自動車の関係でございますが、まず現在、現時点では、半数以上の方が自動車を持っておりまして、自分で持ってきていると。残りの方についても、1名を除いて、今年度中、時期はちょっと分からないんですけれども、全員、1名を除いて自家用車を全部整備すると。実家から持ってきたりいろんな形で準備するというふう聞いておりますので、その時期がどの時期か今把握はしてございませんが、冬まで間に合っていればいいなとは思っているところです。

ただ、1名の方については、来年度からのリース関係の事業を使いたいというふうな要望出されておりますので、それで何とか全員、今年度中には車を確保できるかなというふうに考

えているところでございます。

2番 山形の大学のほうでは、トヨタさんと連携して大学敷地内にトヨタさんのほうでリース車両で提供しているようではございますけれども、私もちょっとトヨタに知り合いがいて聞きました。そういうことできるのかと言ったら、可能だという形で言っていましたので、もし、来年度でもいいんですけれども、トヨタさんの担当者、多分、大学に今しているものがあって、そういうものも活用できると言っていましたので、一応町のほうでもそういうことも確認しながら、学生が気軽に、交通の手段を選べるようにしていただきたいと思います。

農業振興課長 すばらしい情報ありがとうございます。ぜひご紹介いただきまして検討させていただきたいと考えております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第6款農林水産費について質疑、審査を終結いたします。

第7款商工費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第7款商工費の質疑に入ります。

質疑はありますか。ありますか。質疑はありますか。

2番 130、131ページの7-1-5まちおこし事業、ふながた若鮎まつり事業でありますけれども、これは平成30年度の豪雨被害の際に、テント、トイレ等かなり流されたとは思いますが、昨年度からコロナ明けということで若鮎まつりも実行していますけれども、以前流されたものと同じ、同等の、例えば仮設トイレ等のものが整備されたのか、ちょっとお聞かせください。

ふるさと応援推進室長 仮設トイレの台数等についてですけれども、コロナ前よりも充実させているというふうに思っております。

2番 となると、今回の若鮎まつりでのトイレは、ちょっと仮設というか常設トイレのほうで、水出ないような形で、仮設トイレのほうにすごいこう人が、人が来たこともあれなんですけれども、やはり行列ができて、ちょっとクレームというか言われたもので、だとすると、仮設トイレ等については以前と変わらない台数で設置しているということで、だとすると、まだ台数が足りないのかな。ないんでしょうか。

ふるさと応援推進室長 トイレにつきましては、土曜日の段階で、ちょっとトイレのほう、ある程度混むというようなところがございまして、事務局側といたしましては、福祉避難所としてのほうを、日曜日本当は休館なんですけれども、てとてのほう、10時から3時まで開放させていただいて、一応、仮設トイレの代わりではないですけれども、そういった対応もさせ

ていただいていたところでした。

委員長 ほかに。

5 番 130ページ、131ページ、ふながた若鮎まつり事業について質問させていただきます。

初日、トイレの水道、水が出ないということで工事をやっていましたよね。水が出ないのはあの日に分かったわけじゃないと思うんですけども、祭りが始まるんだったら、もう少し早く発注して祭りの日に支障のないようなことができなかったのか、その辺を伺いたいと思います。

地域強靱化対策室長 ただいまの件につきましては、事前に分かったものではなくて、突発的に劣化した部分がありまして、そちらのほうで、場所が、トイレの男便所の押すと普通は戻るんですけども、押したままになってしまいまして、中のほうでパッキンがずれていると。それで水が出ないという状況でありましたので、そこを交換したような対応となっております。

以上です。

5 番 そうしますと、急にお祭りが始まるから、押してみたら駄目だったっていう突発的な事例だということでしょうか。

地域強靱化対策室長 そちらにつきましては、それにつきましては突発的な対応ですので、という内容となります。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

5 番 すみません、じゃもう1回だけ。同じページ数は同じなんですが、130、131ページの4番ですか。

すみません。7－4 商工予備費の中で、備考欄で、5 番勤労者融資制度貸付金800万円とありますけれども、この内容についてお聞きかせください。

ふるさと応援推進室長 こちらの800万円ですけれども、町内在住の方などが低利金利で、ろうきんさんになるんですけれども、低金利で借りられる制度となっております。資金としては生活資金、それから自動車資金、それから教育資金、福祉資金ということで4種類ございますけれども、そちらの貸付金の元金といいますかになります。大体4月1日にろうきんさんのほうにこの800万円をお支払いをして、これを元金に貸付けしていただくということになっております。ろうきんさんでも町と同じ金額を出資というか、元金出してもらうことになっておりまして、ですので、町の枠といたしましては、町800万円、労金さん800万円、合わせて1,600万円の元金を元に、町内で先ほど申した種類のもので貸付けしていると。3月31日の日に、通常この800万円というのを町に返していただくということで、歳入も予算書にございます。

以上です。

5番 分かりました。成果表の中に85ページのろうきんさんの載っているんですけども、ろうきんさんというのは、やっぱり何ていうかな、勤めている方とかそういう方しか借りられない、例えば個人事業主とかの方はそこからは借りられないように思うんですけども、ろうきんさんだけで、ほかの金融機関とこういう提携を結んでいるってことはないってことでよろしいでしょうか。

ふるさと応援推進室長 町といたしましては、ろうきんさんのみで、他金融機関というものは同じようなものはありません。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第7款商工費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

あしたは午前10時より開会します。

これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時11分 散会

令和6年9月10日（火曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和6年決算審査特別委員会第3日目

令和6年9月10日（火）

出席委員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	健康福祉課長 沼澤 一 征
会計管理者 沼澤 伸 一	農業振興課長 斎 藤 雅 博 兼農業委員会事務局長
総務課長 鍛冶 紀 邦 兼選挙管理委員会書記長	地域整備課長 伊 藤 秀 樹
総務課財政係長 仲 野 健 太	域強靱化対策室長 伊 藤 英 一
デジタルファースト推進室長 佐 藤 仁	教 育 長 伊 藤 幸 一
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 課 長 森 英 利
ふるさと応援推進室長 野 尻 誠	代表監査委員 齊 藤 徹
住民税務課長 豊岡 将 志	監査事務局長 相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相 馬 広 志	事務補助員 大 場 正 江
----------------	---------------

本日の会議に付した事件

認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会いたします。

認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 昨日に引き続きまして、第8款土木費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 132ページから133ページ、8款1項1目土木総務費の東北中央自動車道建設促進同盟会負担金ですけれども、昨年度も要望しましたけれども、高規格道路の西堀地内の騒音調査ということで昨年行われたと聞いておりますけれども、その騒音のデシベルですか、基準が70以上の場合は対策を講じるということで、67しかなかったというような話を聞いているんですけれども、その調査というのは平日に行われたというように思いますので、その辺、土日になりますとかなり交通量も違うと思いますので、今後については、その辺、土日の調査、そういうものをお願いしたいというように思うんですが、いかがでしょうか。

地域強靱化対策室長 ただいまのご質問に回答いたします。

騒音のまず評価手法についてなんですけれども、等価騒音レベルというものでありまして、時間の区分ごとの全時間を通じた等価の騒音レベルによって評価するということを原則としております。時期については、騒音が1年間を通じて平均的な状況であるという日を選定するものとしておりますので、平日とか休日というわけではなくて、平均的なところで調査を実施するというふうに国交省のほうからも回答いただいております。あと、平日の調査なんですけれども、工業用や産業用の車両などがまず多く走るということも想定されて、あとは土曜、日曜についてもそれがなくなって一般車両が多くなるということを考えますと、一般車両のほう騒音が出ないというような形でそちらのほうは選定のほうから抜いているという形になっているようです。いずれにしても、今言われた休日の部分につきましては、一応こちらのほうで国交省のほうにさらに内容を詳しく把握した上で、要望できるものであれば要望していくという形で考えております。

以上です。

1番 今後の騒音の調査の予定はどうなんでしょうか。

地域強靱化対策室長 騒音の要望についてなんですけれども、個人の方への説明の中で、令和5年12月26日に国交省の高田専門官のほうから個人のお宅に行って、私もそこに一緒に行きま

して、もし今の交通量以上のものが状況としてありましたら、さらに調査するという内容で説明をして、両者からそれで分かりましたというような回答をいただいて今現在に至っているところなので、まずは今1番委員が言われましたように、その内容を、または休日の部分についてということをもたさらに確認しまして、要望していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。ございませんか。

5番 136、137、8款の2です。成果表で言いますと90ページ、91ページ。

道路メンテナンス事業についてご質問させていただきます。

ここには長尾の復旧のやつはあるんですけども、メンテナンスということで、てとてありますね、てとての駐車場なんですけれども、あそこの側溝が子供の足が入るぐらい、1か所だけなんですけれども開いている場所があるんです。やっぱり、確かに駐車場なんですけれども、あの辺子供たちがよく遊んでいる光景を目にしておりますので、この側溝の開いた部分を、何かそこを切ってもいいですけども、塞ぐ計画をしていただきたいと思いますと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

地域強靱化対策室長 ただいまのご質問に回答いたします。

私のほうで、その部分がちょっと分かりませんので、委員さんのほうからそのところを教えてください、随時確認して対応していきたいという形で考えております。

以上です。

5番 よろしく申し上げます。

あのとき、祭りで会ったときに言えばよかったんですけども、ちょっと忙しそうだったのであれだったんですけども、1か所だけです、東側。一関側の真ん中の側溝があるんですけども、グレーチングとそこにまず十何センチのちょうど隙間がありますので、子供の足を、私でぎりぎりあれなんですけれども、入るスペースがありますので、ぜひ何とか、事故などならないように対処していただければ。

よろしく申し上げます。

委員長 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

委員長 会議を再開いたします。

健康福祉課長 ちょうど時期の話でないとすれば、てとての敷地内ということであれば健康福祉課の管轄ですので、それもちっと場所を確認して対応したいと思います。

よろしく申し上げます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

9 番 それでは、137ページ、136ページですか、これは8 款 2 項 2 目、繰越事業不用額というこ
とで170万円、何がしかの不用額が出ているんですけれども、この繰越事業の不用額がここに
上がってきた理由についてまず質問いたします。

地域強靱化対策室長 こちらの繰越事業の不用額につきましては、予算上なんですけれども、中
身は補助事業と単独事業という中身で構成されておりまして、単独分のものが200万円ほどあ
りましたので、そちらのほうの170万円というのが不用額になって、実際は中身的には単独事
業を30万円ほどしか使用しなかったという中身になっております。

以上です。

総務課財政係長 すみません、補足の説明をさせていただきますと、事業としては、社会資本総
合整備事業の繰越分のものの不用額となります。不用額というよりかは、最初、繰越事業と
いうことで、繰越計算書を作成する際に、国から内示をいただいた補助金をまずはしっかり
有効に活用させていただくということで、補助事業分に追加して若干の一般財源ということ
で事業費をつけております。実際に事業が進捗するところで工事、それから用地買収ですと
かが固まったところで補助事業費ということ固めていきます。不用、あまり無駄に一般財
源は使わないようにということで、できる限り最小限の一般財源を持ち出しというところ
で事業費を固めることとなりますけれども、そういった結果、若干やはり留保していた分と
いうところが不用額として出てきております。

以上です。

9 番 ちょっと、私うろ覚えな部分もあるんですけれども、繰越事業ではあんまり不用額を出し
ては駄目だとかという、不用を出すべきではないというような私の認識があったものではな
ら、この170万円というのは、あくまでも一般財源分で不用額を出してもいい部分、と言っ
たらいい表現なのか分からないんですけれども、その部分での一般財源部分でのみの不用額と
いう説明でよろしいんですか。

総務課財政係長 委員、おっしゃるとおり、全額一般財源での不用額となっております。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

2 番 ページ136、137、8 款 2 項の3 除雪対策費でありますけれども、備考欄の備品購入費とあ
って、老朽化した除雪ドーザーの更新とありますけれども、その更新する際の古くなった車
両等はどこかへ売却して、幾らぐらいで売却したのか分かれば教えてください。

委員長 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

地域強靱化対策室長 入札のほうは終わっているんですけども、ちょっと6年度、今年、金額のほうだけ分からなくて、業者さんのほうが門脇産業さんのほうに決まっておりますので、ちょっと金額のほうだけちょっと手持ちのほうに資料がなくて大変申し訳ありません。

委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1番 138ページから139ページ、8款土木費3項1目の河川費の河川災害防止対策事業でありますけれども、最上小国川の舟形橋から下流の鉄橋の間ですけれども、そのしゅんせつについてでありますけれども、流域に住んでいる舟形第4の町内の皆さんは、最上小国川が増水しますと、堤防まで上がってこないかってことで大変不安だということであります。それで安心して生活できるように、まずその区間をしゅんせつをしていただいて、水の流れがスムーズに流れるようお願いしたいというようなことありますので、その辺、県のほうに要望をお願いしたいというように思います。

地域整備課長 河川の土砂しゅんせつにつきましては、県管理河川についてなんですけれども、優先度の高い部分、例えば民家が近いとか河川幅が狭くてしゅんせつ量が多いとか、そういう部分、危険度の高い部分を優先的にやっておるところです。優先順位をつけての対応という形になりますが、委員ご質問の場所も、要望としては上げておりますので、これからも続けて要望していくような形で考えております。

以上です。

1番 では、要望をお願いします。

あの地区は、以前ですと何か堤防のかさ上げの工事といったような話も前に聞いたことがあるんですが、今はそういう計画というのはないんでしょうか。

地域整備課長 堤防のかさ上げについては計画ございません。

以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款土木費について質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第9款消防費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款消防費の質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款消防費について質疑、審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第10款教育費の質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑はございませんか。

2番 150、151ページ、10－1－5、スクールバス管理費でありますけども、初日にスクールバスの修繕料として、故障してないんですけども故障するかもしれないということで上げられているんですけども、スクールバス管理事業で、毎年その車の点検を行って判断しているのか、例えば整備に出したときに壊れそうだからっていう形で上げているのか、やっぱり年数もたって、多分その判断は車屋さんのほうの判断で、もうちょっとしたらちょっと故障するかもしれないというようなことを言われてのことなのか、その辺どういう管理体制になっているのか。

教育課長 ただいまのご質問ですけれども、スクールバスの整備に係る、修繕に係る判断についてでございますけれども、こちらについては、車検時については当然整備会社のほうから整備をしていただいて、壊れそうなものがあればその際に整備をしていただいております。ただどうしても、先日も申し上げましたけれども、年数がたっているということでいきなり故障する場合がございます。その際は、瞬時に修繕について対応しているという状況でございます。

以上です。

2番 壊れるかもしれないという場合に、例えば子供の送迎中に、もしそういう故障等が起きましたら、その送迎に対してはどういう対処法をするのでしょうか。

教育課長 送迎中の故障等の対応なんですけれども、現在予備バスがございます。故障した際、修繕にはやはり日数もかかりますので、その際は予備のバスを活用して、送迎のほうを対応しているという状況でございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

7番 10－1－3、ICT教育事業費について質問します。

成果表の中で成果としての一つが、ICT環境の充実に適切につなげることができた。あと学習活動の充実につなげることができたという表現でありますけれども、全国統一の試験による、これらを活用した授業によつての成果といいますか、この辺については、教育委員会としてはどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

教育長 ICTの環境の学習と今回、学習状況調査、全国学調、結果が出ておりまして、新聞等でも載ってございますが、全般的な報告をここでさせていただきますと、県平均・全国平均ともに小学校のほうはクリアしています。中学校だけ平均に到達していないというようなと

ころがございます。それが、ＩＣＴでの効果かどうかと問われますと、なかなか説明しづらいことではありますが、ただ、今の学習状況は、個別最適化と協働的な学びを一体的に展開するというのが今の学校教育の使命でございます。そういった中で、ＩＣＴ活用での授業づくりはここ一、二年随分進んできていると私自身評価してございますし、最上管内でもある程度、そういうご認識をいただいているような評価ではないかなと自負しているところであります。

7番 やはり、こういう教育事業というものを導入するという究極の目標は、やはり学習意欲を高めていくというのは一つの方法だろうというふうに思っているところです。そういったことが学習意欲を高めていくための手段だと思いますので、せっかく1,600万円ほどのお金をかけて町のほうでも頑張っているのも、ぜひとも子供たちの学習意欲と資質の向上につなげるように、努力をお願いしたいと思います。再度、教育長の答弁をお願いいたします。

教育長 ＩＣＴの指導の専門員の先生も配置してございますので、この方向で小学校、中学校の先生にもＩＣＴの活用の研修も十分やっているとと思っています。この方向で、今後も進めさせていただきたいと思っています。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

5番 私からは、154ページ、156ページ、児童交流学習事業について質問させていただきます。成果表で言いますと108ページに児童交流学習事業とありますけれども、この間のあれで、来年度からは代沢小が抜けるという話を聞いたような思いはあるんですけれども、どういう経緯で抜けるようになったのか、お聞かせください。

教育課長 ただいまの質問なんですけれども、今年で代沢小学校が最後で、来年から山崎小学校との2校交流になるというふうな経緯でございますけれども、こちらについては以前から課題となっておりました人数差がございました。どうしても、舟形小学校については人数がだんだんちょっと減っているという状況に対して、東京都の世田谷区山崎小学校と代沢小学校さんについてはどんどんこう増えているという状況で、こちらの事業については原則ホームステイを基本としておったんですけれども、舟形小学校の1人1家庭に対して世田谷区の児童については5人ぐらい、1対5という人数差がございまして、これではやはり家庭として大人数の子供を受け入れるのは非常に大変だという課題が今までもずっとございました。それで、昨年度、私と教育長のほうが世田谷区の教育長のほうに伺いまして、こちらの課題について相談というか協議をさせていただいたところです。その結果、世田谷区のほうでも、やはり我々の実情というものを理解していただいて、それではということで今年、代沢小学校とは最後と、来年度から山崎小学校との2校交流という経緯がございます。

以上です。

5番 分かりました。人数も減ってきておるわけですので致し方ない部分があるのかなと私も思

っております。長い歴史、代沢小学校に対しては、本当に長い間、舟形町と交流していただいたことに感謝申し上げたいと思いますが、山崎小さんとこれからもやっていくということで、児童交流はなくさないという考えでよろしいのでしょうか。

教育長 児童交流については大変歴史がありというようなことで、今後もやっぱり民泊というふうなところで交流を図っていくという考えで、今後も続けていきたいと考えております。

5 番 ぜひ、代沢もそうなんですけれども、一番最初は東京タワーの下のあの学校から始まったのだと私も思っておりますので、やはり他にない、ほかの市町村にはこれだけの歴史はないと思うんです、私は、勝手な解釈なんですけれども。だから、そういうものは大事にして、交流人口の増ということをうたっているわけですので、今後とも頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

2 番 150、151ページの10－1－2 小学校の管理費でありますけれども、備考欄になるんですけども、昨年令和 5 年度の学校の授業のスキー記録会等で、スノーモービルのほうが 3 台中 1 台故障をして、2 台ですのような形になったんですけれども、5 年度は少雪の影響で大会等がなくなったようなんですけれども、ヤマハのスノーモビル自体が 3 台とも大体似たような年数的なもので、昨年度は 2 台でも大丈夫だというような回答いただいたんですけれども、今後例えば同じ機種だとすると故障が起こり得るのかなと思いますけれども、スキー記録大会じゃなくて記録会になったことによって、スノーモービルの 2 台で足りるのか、それとも今後その 2 台に対しても何か考えているのか、その点教えてください。

教育課長 ただいまのご質問なんですけれども、昨年度までは 3 台、昨年度のうちに 1 台が故障したということで現在 2 台でございますけれども、それで足りるのかというご質問に対してなんです、昨年度学校のほうに確認をしましたところ、まずはその 2 台で何とか足りるという回答をいただいております。1 台故障したわけなんですけれども、その 1 台については、まだ学校には残っている状況です。その 1 台については、今委員さんがおっしゃったとおり 2 台も当然年数がたっているものですから、故障した際の部品取り用ということで今の 1 台はまだ処分せず学校のほうには残しているという状況でございます。今ある 2 台、もし故障すれば、なるだけ修繕をしながら維持していきたいと考えてございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

2 番 ページのほう 166、167 の 10－5－3 B & G 海洋センター管理費でありますけれども、備考欄の備品購入費とありますけれども、生涯スポーツ用品購入費ということで、これはどのようなものを購入したのか教えてください。

教育課長 B & G センター管理事業の備品購入費の内訳についてでございますが、昨年度 S U P

を6台購入しております。

以上です。

2番 では、この29万7,000円というのは、SUPボード6台の金額ということですが、そのSUPボードについては、昨年購入した際の利用方法等、どのような形で利用してきたのかちょっと教えてください。

教育課長 ただいまのSUPボードの利用についてでございますけれども、昨年度B&Gセンターのプールのほうで、プールを閉鎖してからなんですが講習会を4回ほど開催しております。そのほか、毎年行われております海洋性スポーツの教室の中でも活用をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

2番 新しいもので使い道というのが多分もっとたくさんあると思いますので、この間なんか女性のお母さん方とかも何か利用したような話を聞きましたけれども、福寿湖も今年水位も少なくて使用できなかったようですけれども、やはりSUPボードというのはバランス的なもので、健康的にはすごく、女性にとっても男性にとっても、そういう体幹を鍛える用途ではいいのかなあと思っていますので、できればその閉鎖したプール後でも、やはりSUPボードの使い方というのが結構たくさんありますので、町民に周知しながら健康づくりのために使っていただきたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

教育課長 ただいまの健康づくりのためにと、BGにある備品を活用してということで、ここにおいてもいろいろとBGのほうには備品についてはそろえているところでございますので、そちらを活用しながら、今後も町民、住民の健康づくりのために活用していきたいと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第10款教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第12款公債費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第12款公債費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第12款公債費について質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第13款予備費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第13款予備費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費について質疑、審査を終結いたします。

これで一般会計の審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

委員長 会議を再開いたします。

認定第2号 令和5度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 国民健康保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番 それでは、180ページの収入の部1-1-1、181ページ不納欠損、収入未済額の部分ですが、成果報告書でいうと130ページの欄になります。

監査意見書などともちょっと合わせて質問しますが、不納欠損は前年より6万7,000、3,000円ほど減少になっているということで、少なくなっていると。収入未済額のほうは13万4,000円、165万7,000円あるわけですが、13万4,000円、8.8%増加したということで、その要因について、こういった要因だったのか質問いたします。

住民税務課長 収入未済額が増額した要因になりますけれども、令和5年度につきましては、仕事を辞めて舟形に転入された方、あとちょっと病気で辞めて転入された方がございまして、そちらが大きな要因となっております。

以上です。

9番 その要因が1人の方の答弁しかないのか、1人の方の分という内容になっているのか、再

度質問いたします。

住民税務課長 ちょっと説明が足りなくて、大変失礼しました。

2世帯で三十何万円ほどが増加しておりますので、その部分でちょっと大きくなっているということでございます。

以上です。

9番 そうしますと、もう完全にこれは収入未済ですけれども、不納欠損になっていくような形为什么呢、それとも今後も継続して収入に取り組んでいくということ为什么呢。
再度、最後質問します。

住民税務課長 ご質問にありました収入未済につきましては、ただいま申し上げた点は令和5年度の現年度分について増えているのがたまたま転入の方で、仕事をしていて舟形に来られたけれどもちょっと仕事ということで、保険料がちょっと払えないという部分で膨らんだ部分でございます。

不納欠損につきましては、全部で12万400円ございますけれども、こちらについては時効を迎えた5件の分を不納欠損としております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番 ページ196、197、6-1-2保健事業費の事業活動費でありますけれども、成果報告書の134、135とありますけれども、今回補正のほうで12万円ほど上がっているようですけれども、まずこの要因っていうか、こういった内容で補正されているのか、お願いします。

健康福祉課長 この補正額12万円については、歳出のほう、項目としては委託料の2番目のポツ、検診委託料、この部分の人数が増えたため増額補正をしたものでございます。

2番 成果報告書の135ページのほうの一番上、健康づくりに関する事業でありますけれども、健康スポーツ教室等の事業としてスポーツフェスティバル等の参画などに努めたとありますけれども、これ昨年度はコロナ明けということでスポーツフェスティバルを開催したと思いますけれども、コロナ期間中の各町内会の、例えば担当とか代わったりとかして、スポーツフェスティバル自体のコロナ前と令和5年度の参加状況というのはどの程度の差があるのか、人数的なものは一緒なのか、その点、分かればお願いします。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

委員長 会議を再開いたします。

教育課長 ただいまのスポーツフェスティバルの参加状況についてでございますが、コロナ前の平成30年とか、そちらのちょっと資料を持ち合わせ、参加人数についての持ち合わせはございませんけれども、令和4年度につきましては参加人数が207名でございます。令和5年度につきましては208名ということで、令和4年度、5年度を比べると、ほぼ同人数の参加状況でございました。

以上でございます。

2番 すみません、質問項目を間違えて、教育課のあれだったんですけれども、ちょっとここにスポーツフェスティバルとあったのでちょっと聞いたんですけれども、まず、すみません、分かりました。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

7番 ページが196、197、6－1－1 特定健診のところで質問しますが、この成果表でいうと134ページ。特定健康診査等事業で、成果の中に受診率向上対策としてということで、した結果受診率の向上が図られたという文言でありますけれども、昨年から見ると実際1%も増えていないわけですよ、正直言うと横ばいのような気がするんです、それが1つと、もう1つが、未受診者の受診行動促進をするための効果的な受診勧奨を実施したという文言がありますけれども、どのようなことを実施したのかお聞きしたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

健康福祉課長 受診率的にはさほど変化ないというご指摘でございますが、国保の世帯数及び被保険者数が年々減っている中で、大体同等の受診率を保っているというふうにこの数字は見ていただきたいと思いますので、年々減っている中でこの率を保っているという意味で、効果的な受診勧奨ができたということでもあります。また、未受診者の受診行動促進につきましては、その人に沿った受診勧奨、五、六種類ほどあるんですけれども、その人の受診に合ったような案内を差し上げて受診行動を促しているという内容でございます。

7番 私は逆に増やしてほしいんです。特にその下にありますオプション検査3項目とも絡んできますけれども、やはり早期発見に導くためには、こういう研修を受けさせることが一番大事、併せて医療費の減にもつながるわけなので、ぜひもっともっと強く勧めていただきたいと私は思っております。そういった中で、去年と対比しますと数値的には0.4程度しか、パーセントでいうと変わっていないんです。そういった中で、あまり成果の中でいい言葉を使いたいのは分かりますけれども、もう少し現状に即した形での成果という表現にしたほうがよ

ろしいかというふうに思いますが、この辺についての回答をお願いいたします。

健康福祉課長 うちの町の目標としては、受診率は60%ほどを目指してやっておるところでございます。この状況については県内でも、今現在は高い状況でありますので、それを加味すればちょっと表現的にどうかということもありますけれども、担当としましては、この受診率が60になれば素晴らしいという評価になるんですが、このような書きぶりになっているところでございます。

7番 せっかく、今課長の答弁の中で他市町村と比べて高いというふうなことの答弁があったので、この辺についても表現してもらえばいいのかなと思います。今後とも、この健診の普及拡大につきましては特段の頑張りを期待しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに質疑。

健康福祉課長 これにつきましては、早期受診がやはり医療費の削減等にもつながるわけですので、ワンコイン健診等も町では充実させていますので、いろいろな方向で受診率を上げるよう今後もしていきたいと考えております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

7番 次に、6－2－1事業活動費の中で、成果表の中でのオプション検査3項目セットがありますけれども、この特定健診を受けられた543名中、この検査を受けた割合はどの程度あるのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 成果報告書の上の6－1－1のほうの受診者数543人とございます。そのうち、下の6－2－1のオプション検査3項目が、受けた方が343人いますので、率にしますと63%ほどになります。

7番 このオプション検査項目をこれだけ低価格で受けられるというのは舟形町だけだろうというふうに私は思っておりますが、せっかくいい制度があるのでもっともっとPRをしていただいて、このオプション検査、これをもっともっと広めていただきたいと思っております。具体的にこれを受けたことによって、心筋疲労度検査で心筋梗塞が見つかってカテーテルの検査をしてすぐ治療ができたというケースがありますので、ぜひともこのオプション検査3項目については、もっともっと普及拡大をお願いしたいと思います。これについて今後の対応について答弁をお願いいたします。

健康福祉課長 7番委員のおっしゃるとおりだと私も同感ですので、これについては、いろいろな機会を利用して、周知はしていきたいと思います。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、国民健康保険特別会計事業勘定について質疑、審査を終結いたします。

認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑、審査を終結いたします。

認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、介護保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番 ページが224から225、1－1、1号被保険者保険料の項目ですけれども、現年度分の特別徴収保険料の備考欄に、この収入未済額には還付未済額3,600円を含むというふうにあります。先ほどの後期高齢者医療事業にもあったんですが、この還付未済額っていうのは、この還付できないっていうか、どういった理由でこれが発生しているのか伺います。

健康福祉課長 これにつきましては1人の方が対象なんですけれども、亡くなった方に対しての相続放棄を行ったため、こちらで返すことができなくなった分が3,600円出てございます。

8番 ちょっと変な話になりますけれども、滞納の場合、これは現年度分ですけれども、滞納の場合のこの未収の場合は、過年度分というか滞納分として繰り越すわけです。還付未済も同じように繰り越すことになるんですか、今後。それとも、何かその処理方法っていうのは現年度分で未済になった場合は来年度は、不納欠損ってのはおかしいんですけども、その辺の処分の方法っていうのはどうなっていますか。

健康福祉課長 これについては、翌年度に繰り越すとかという手法はなく、ただ調定より収入が多く入ったという今年度の処理だけで終了でございます。

8番 この令和5年度分で終わりということですね。ちなみに、それではこの方1人っていうことですけれども、先ほどの後期高齢者事業の方も同じ方ですか。

健康福祉課長 同じ方でございます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、介護保険特別会計事業勘定について質疑、審査を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

認定第 5 号 令和 5 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑、審査を終結いたします。

認定第 6 号 令和 5 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑、審査を終結いたします。

認定第 7 号 令和 5 年度舟形町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

委員長 水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

7 番 決算的な数字ではなくて、成果表の148ページ、ご覧いただきたいと思います。

（3）の成果のところに、現在問題視されている有機フッ素化合物の検査を速やかに実施し、問題ないことを確認するという文言があります。これは P F A S という発がん性物質が含まれているということで、非常にこの山形県では全国の中でも高いという評価がされているところであります。高いところは置賜の一部の町村でありますけれども、このことによって山形県全体が全国的には高いという表現がされているようであります。P F A S に関しては、飛行場があれば、泡消火器とかそういうところに多くのものが含まれているわけであります。あわせて、鉄板とフライパン等にして焦げつかないように使われているフッ素関係等も影響していますけれども、1 リットル当たり国の基準では50ナノグラムまではよいということで、国のほうでは認めているようでありますけれども、私もどこかの機会にこの舟形町のこの P

F A Sの濃度を聞いておきたいというふうに思っておりましたので、調査しているのであれば、どういう数字になっているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 有機フッ素化合物につきましては、通常は自然界にないもので、上流のほうとか近くに工場がある場合、工業用水の中にまれに含まれるという形で検出される場合があるんですけども、最近全国的に見て1件か2件、多少は工場が近く、水源地の近くになくとも自然界の中でも検出されたような事例がありまして、検査については、任意ではありますが町としてもそういう事例があったということで、早速検査したところですよ。検査結果としましては、検査測定できる下限値以下ということで、計測不能という結果が出ております。

以上です。

7番 分かりました。町民の方からぜひ聞いてほしいという要望がありましたので、こういうようなことの結果をその方に報告をしておきたいと思えますし、このP F A Sに関してはかなりクローズアップされてきておりますので、何かの機会に舟形町の水道については安全だというような、周知をしておく必要があるのかなと思えますので、この辺の対応についてよろしくお願ひしたいと思えます。回答お願ひします。

地域整備課長 フッ素化合物のみならず、有害物質系、法で定められた検査または任意検査、町のほうでもしっかり行って毎年行っていききたいと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、水道事業会計について質疑、審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 次に、財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番 302ページの商標権でございますが、これまでの決算書に財産目録に出てこなかった商標権、今回いきなり出てきたわけですけども、表示を見ると前年度末26件という表示もあるんですけども、今回この財産目録が出てきたというのは、先ほどちょっと課長が説明しましたけれども、どういうわけで、これまであつて出さなかったのか出さなくてよかったのか、そのあたりをお伺ひします。

総務課長 こちらの無体財産につきまして、これまでちょっと財産という中での認識がちょっと職員の中でも希薄であつたかと思えます。この商標権につきましては、令和4年度ぐらいに県と一緒に取っているという状況もござりましたので、多分そのあたりから発生していると

いうふうになるかと思うんですけれども、こちらの財産の調書のほうに計上するのをずっと失念していたということかと思います。先般、監査委員のほうからのご指摘もあり、再度こちらのほうについて検討したところ計上の必要があるということで、今年度から、大分期間が空いてございますけれども計上させていただくというようなことになりました。

以上です。

10番 今の課長の答弁ですと、監査委員のほうから指摘があったということでございますが、令和4年とか、今課長おっしゃいましたけれども、先ほど課長の説明ですと、この国宝縄文の女神についての特許権がほとんどどのようなのですが、これ国宝指定された以降すぐそういう商標権っていうんですか、特許権の申請をしたわけではないんですか。そのあたりからその権利というのは舟形にあったわけじゃないんですか。そうしますと、何十年も前から、もう商標権があって存在しておって、財産に上げていなかったということになるんですが、そのあたりどうなのでしょう。

総務課長 すみません、先ほど平成4年と申し上げましたが私の勘違いでして、詳細につきましてふるさと推進室長のほうから説明させていただきます。

ふるさと応援推進室長 こちらの商標に関しましては、縄文の女神につきましては、平成24年に申請を初めてしております。こちらのほうが10年に1回更新といいますか、時期がありまして、昨年10年を迎えて再度更新したという状況です。さらに、めがみちゃんにつきましては平成25年に商標を登録しておりまして、10年経過いたしまして令和5年度に予算をいただきまして更新している状況となっております。

10番 そうしますと、もう24年あたりから、もう存在しておったということで、今回代表監査委員のほうからご指摘があつてこういう表示がなったわけでございますけれども、そんなに前からあつたのであれば、私も前監査委員させていただいておったのであまり大きい声では言えないんですけれども、この商標権は財産目録に載せなくちゃいけないという地方自治法が何かあるんですか。

暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

委員長 会議を再開いたします。

総務課長 財産に関する調書の中でこの無体財産も財産の一部でございますので、載せる必要のある財産でございました。

以上です。

委員長 そのほか、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、財産に関する調書について質疑、審査を終結いたします。

お諮りいたします。

一般会計並びに 5 特別会計、1 企業会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書について、原案等、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、認定第 1 号、令和 5 年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号、令和 5 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、令和 5 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、令和 5 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、令和 5 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、令和 5 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号、令和 5 年度舟形町水道事業会計決算の認定について原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告書の作成についてお諮りいたします。

本委員会の委員長報告書作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計並びに 5 特別会計、1 企業会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたしました。

3 日間にわたる審査、ご苦勞さまでございました。皆様からご協力いただきまして無事終了いたしました。心より御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和 5 年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時 5 9 分 閉会

